

独立行政法人国民生活センターの中期目標変更 新旧対照表

第3期中期目標（変更案）	第3期中期目標（現行）
<p data-bbox="392 323 880 352">独立行政法人国民生活センター中期目標</p> <p data-bbox="808 416 1106 445">平成25年 2月28日</p> <p data-bbox="721 461 1106 489">(変更) 平成27年 3月 4日</p> <p data-bbox="721 505 1106 534">(変更) 平成27年12月 2日</p> <p data-bbox="712 550 1106 579"><u>(変更) 平成29年 ○月 ○日</u></p> <p data-bbox="835 595 1106 624">消 費 者 庁</p> <p data-bbox="181 691 360 719">(序文) (略)</p> <p data-bbox="168 786 521 815">1. 中期目標の期間 (略)</p> <p data-bbox="168 879 595 908">2. 業務運営の効率化に関する事項</p> <p data-bbox="181 924 322 952">(1) (略)</p> <p data-bbox="181 1016 1111 1182">(2) 総人件費については、政府における総人件費削減の取組を踏まえ見直すこととし、更なる業務の効率化や、相談業務等への重点配置などの人員配置の適正化を図りつつ、非常勤職員を真に必要な業務に限定するなど、必要な取組を実施する。</p> <p data-bbox="224 1198 1111 1319">また、全国消費生活情報ネットワークシステム（以下「PIO-NET」という。）の刷新に伴う効率化による総人件費の更なる削減について検討を行い、平成27年度の年度計画に具体的な削減に係る措置を記載する。</p> <p data-bbox="181 1383 416 1412">(3) ～ (6) (略)</p>	<p data-bbox="1359 323 1848 352">独立行政法人国民生活センター中期目標</p> <p data-bbox="1778 416 2076 445">平成25年 2月28日</p> <p data-bbox="1691 461 2076 489">(変更) 平成27年 3月 4日</p> <p data-bbox="1691 505 2076 534">(変更) 平成27年12月 2日</p> <p data-bbox="1805 550 2076 579">消 費 者 庁</p> <p data-bbox="1151 691 1330 719">(序文) (略)</p> <p data-bbox="1137 786 1491 815">1. 中期目標の期間 (略)</p> <p data-bbox="1137 879 1565 908">2. 業務運営の効率化に関する事項</p> <p data-bbox="1151 924 1292 952">(1) (略)</p> <p data-bbox="1151 1016 2080 1182">(2) 総人件費については、政府における総人件費削減の取組を踏まえ見直すこととし、更なる業務の効率化や、相談業務等への重点配置などの人員配置の適正化を図りつつ、非常勤職員を真に必要な業務に限定するなど、必要な取組を実施する。</p> <p data-bbox="1193 1198 2080 1364">また、全国消費生活情報ネットワーク・システム（以下「PIO-NET」という。）の刷新に伴う効率化による総人件費の更なる削減について検討を行い、平成27年度の年度計画に具体的な削減に係る措置を記載する。</p> <p data-bbox="1151 1383 1386 1412">(3) ～ (6) (略)</p>

3. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項
(略)

(1) ～ (6) (略)

(7) 研修等

①～② (略)

③ 消費生活相談員資格試験

消費者安全法第11条の11第1項の規定に基づき、消費生活相談員資格試験を登録試験機関(平成28年4月26日登録)として適正に実施する。

消費生活相談員資格試験の実施に当たっては、消費生活相談員資格保有者の地域偏在の解消を図るという観点から、地方都市においても実施する。

④ 消費生活専門相談員資格認定制度

消費生活センター等において相談業務に携わる消費生活相談員の資質・能力の向上等を図るため、消費生活相談員資格試験と併せて5年ごとに更新を必要とする消費生活専門相談員資格の審査及び認定を行う。

消費生活センター等での実務に就いていない消費生活専門相談員資格保有者が5年ごとに資格の更新を行う際に受講する講座を実施する。

なお、消費生活専門相談員資格認定制度に係る業務に関しては、その実施状況等を見つつ、必要な業務の見直しについて検討を行う。

3. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項
(略)

(1) ～ (6) (略)

(7) 研修

①～② (略)

(新設)

(新設)

(新設)

③ 消費生活専門相談員資格認定制度

(新設)

資格取得者の資質・能力の維持・向上を図るため、消費生活センター等での実務に就いていない資格取得者が資格の更新を行う際に受講する講座を実施する。

消費生活専門相談員資格認定試験の実施に当たっては、各地の地理的条件に配慮した人材供給を確保していくという観点から、地方都市においても実施する。

⑤ 市場化テストの実施 (略)

(8) ~ (11) (略)

(12) 政府機関の地方移転に関する取組

「政府関係機関の地方移転にかかる今後の取組について」(平成28年9月1日まち・ひと・しごと創生本部決定)に基づき、徳島県において、主として関西、中国・四国地域の対象者を中心とした研修を実施するとともに、徳島独自の研修も実施する。また、徳島県周辺も含めた大学、医療機関、研究施設等を活用しつつ、徳島県の協力を得ながら、徳島県を実証フィールドとした、相模原施設では実施できなかった先駆的な商品テストのプロジェクトを実施する。

4. 財務内容の改善に関する事項 (略)

5. その他業務運営に関する重要事項 (略)

(1) (略)

(2) 情報セキュリティ対策

政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準群を踏まえ、情報セキュリティポリシーを適時適切に見直すとともに、これに基づき情報セキュリティ対策を講じ、情報システムに対するサイバー攻撃への防御力、攻撃に対する組織的対応能力の強化に取り組む。

(3) (4) 略

④ 市場化テストの実施 (略)

(8) ~ (11) (略)

(新設)

4. 財務内容の改善に関する事項 (略)

5. その他業務運営に関する重要事項 (略)

(1) (略)

(2) 情報セキュリティ対策

政府の方針を踏まえ、情報セキュリティ対策の向上を図る。

(3) (4) 略

(5) 内部統制の充実・強化

「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」について
(平成26年11月28日総管査第322号総務省行政管理局長通知) に基
づき、業務方法書に定めた事項を確実に実施する。内部統制の充実・強化を
図るため内部統制委員会の開催やコンプライアンスの徹底等、内部統制環境
を整備・運用するとともに不断の見直しを行う。また、定期的に内部監査等
によりモニタリングや検証を行い、監事による監査機能・体制を強化する。

(5) 内部統制の充実・強化

内部統制について、総務省「独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会」報告書や政策評価・独立行政法人評価委員会の意見を参考にしつつ、さらに充実・強化を図る。

国立研究開発法人産業技術総合研究所 中長期目標 新旧対照表 (案)

中 長 期 目 標 (第4期、変更後)	中 長 期 目 標 (第4期、変更前)
<p>(略)</p> <p>Ⅲ. 研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>(略)</p> <p>1. 「橋渡し」機能の強化</p> <p>(略)</p> <p>産総研は、これまでも、基礎研究段階の技術シーズを民間企業等による事業化が可能な段階にまで発展させる「橋渡し」の役割を、様々な分野で行ってきたところであるが、第4期中長期目標期間中にこの「橋渡し」機能を抜本的に強化することを促すため、同目標期間の終了時(平成32年3月)までに、受託研究収入等、民間企業からの資金獲得額を、現行の3倍以上とすることを目標として掲げ、以下の取り組みを行うものとする。なお、当該目標の達成に当たっては、大企業と中堅・中小企業の件数の比率に配慮するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>【目標】</p> <p>本目標期間の終了時(平成32年3月)までに、民間企業からの資金獲得額として、受託研究収入等³を、現行(46億円/年)の3倍(138億円/年)以上とすること、及び、産総研が認定した産総研技術移転ベンチャーに対する民間からの出資額⁴を、現行(3億円/年)の3倍(9億円/年)以上とすることを最も重要な目標とする。</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>Ⅲ. 研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>(略)</p> <p>1. 「橋渡し」機能の強化</p> <p>(略)</p> <p>産総研は、これまでも、基礎研究段階の技術シーズを民間企業等による事業化が可能な段階にまで発展させる「橋渡し」の役割を、様々な分野で行ってきたところであるが、第4期中長期目標期間中にこの「橋渡し」機能を抜本的に強化することを促すため、同目標期間の終了時(平成32年3月)までに、受託研究収入等、民間企業からの資金獲得額を、現行(約46億円/年³)の3倍(約138億円/年)以上とすることを目標として掲げ、以下の取り組みを行うものとする。なお、当該目標の達成に当たっては、大企業と中堅・中小企業の件数の比率に配慮するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>【目標】</p> <p>本目標期間の終了時(平成32年3月)までに、受託研究収入等、民間企業からの資金獲得額を、現行(約46億円/年)の3倍(約138億円/年)以上とすることを最も重要な目標とする。</p> <p>(略)</p>
<p>(削除)</p> <p>3 受託研究収入等の過去3年の平均は46億円(平成25年度45.9億円、24年度</p>	<p>3 過去3年の平均は45.8億円(平成25年度45.1億円、24年度45.6億円、23年度46.7億円)。民間からの受託研究収入、共同研究収入、知財収入を合算した額。</p> <p>(新設)</p>

中 長 期 目 標 (第4期、変更後)	中 長 期 目 標 (第4期、変更前)
<p>45.8 億円、23 年度 46.7 億円)。民間からの受託研究収入、共同研究収入（研究設備の現物譲渡を含む）、知財収入を合算した額。</p> <p>4 出資額の過去3年の平均は3億円（平成25年度2.5億円、24年度5.8億円、23年度0.6億円）。産総研の技術を元に起業した企業であり、産総研から「産総研技術移転ベンチャー」としての認定を受け、引き続き産総研の支援を受けている企業に限り、株式公開（IPO）や買収、子会社化等を経て、既に産総研の支援を受けていない企業は除く。また新株発行により調達した金額のみを対象とする。</p> <p>（略）</p> <p>（4）産総研技術移転ベンチャー支援の強化 先端的な研究成果をスピーディーに社会に出していくため、産総研技術移転ベンチャーの創出・支援を進めるものとする。評価に当たっては産総研技術移転ベンチャーに対する民間からの出資額を評価指標として設定するものとする。</p> <p>（5）技術的ポテンシャルを活かした指導助言等の実施 企業からの技術的な相談に対して、研究開発の実施による対応のみならず、産総研の技術的なポテンシャルを活かした指導助言等の実施についても、適切な対価を得つつ⁵積極的に推進するものとする。</p> <p>（6）マーケティング力の強化 （略）</p> <p>（7）大学や他の研究機関との連携強化 （略）</p>	<p>（新設）</p> <p>（略）</p> <p>（新設）</p> <p>（4）技術的ポテンシャルを活かした指導助言等の実施 企業からの技術的な相談に対して、研究開発の実施による対応のみならず、産総研の技術的なポテンシャルを活かした指導助言等の実施についても、適切な対価を得つつ⁴積極的に推進するものとする。</p> <p>（5）マーケティング力の強化 （略）</p> <p>（6）大学や他の研究機関との連携強化 （略）</p>
<p>5 数値目標として掲げる民間からの資金獲得額の内数として計上。 （略）</p> <p>（8）戦略的な知的財産マネジメント （略）</p> <p>このため、まず優れた研究成果について、特許化するか営業秘密⁶とするか</p>	<p>4 数値目標として掲げる民間からの資金獲得額の内数として計上。 （略）</p> <p>（7）戦略的な知的財産マネジメント （略）</p> <p>このため、まず優れた研究成果について、特許化するか営業秘密⁵とするか</p>

中 長 期 目 標 (第4期、変更後)	中 長 期 目 標 (第4期、変更前)
<p>も含め、戦略的に取り扱うこととし、いたずらに申請件数に拘ることなく、質と数の双方に留意して、「強く広い」知財を取得するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(9) 地域イノベーションの推進等</p> <p>(略)</p>	<p>も含め、戦略的に取り扱うこととし、いたずらに申請件数に拘ることなく、質と数の双方に留意して、「強く広い」知財を取得するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(8) 地域イノベーションの推進等</p> <p>(略)</p>
<p>6 不正競争防止法（平成5年5月19日法律第47号）第2条第6項に規定。</p> <p>(略)</p> <p>(10) 世界的な産学官連携拠点の形成</p> <p>(略)</p> <p>(11) 「橋渡し」機能強化を念頭に置いた研究領域・研究者の評価基準の導入</p> <p>(略)</p> <p>2. 地質調査、計量標準等の知的基盤の整備</p> <p>(略)</p> <p>その際、他の研究機関等との連携も積極的に図るとともに、国の知的基盤整備計画⁷に基づいて知的基盤の整備を進め、その取組状況等を評価する。その評価に当たっては、PDCAサイクル等の方法について、中長期計画に記載するものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>5 不正競争防止法（平成5年5月19日法律第47号）第2条第6項に規定。</p> <p>(略)</p> <p>(9) 世界的な産学官連携拠点の形成</p> <p>(略)</p> <p>(10) 「橋渡し」機能強化を念頭に置いた研究領域・研究者の評価基準の導入</p> <p>(略)</p> <p>2. 地質調査、計量標準等の知的基盤の整備</p> <p>(略)</p> <p>その際、他の研究機関等との連携も積極的に図るとともに、国の知的基盤整備計画⁶に基づいて知的基盤の整備を進め、その取組状況等を評価する。その評価に当たっては、PDCAサイクル等の方法について、中長期計画に記載するものとする。</p> <p>(略)</p>
<p>7 現行の計画においては、計量標準については平成25年度～平成34年度の計画として物理標準107種類、標準物質280物質の整備が、地質情報については平成23年度～平成32年度の計画として、40区画の5万分の1地質図幅の整備等が計画されている。</p> <p>(略)</p> <p>VI. その他業務運営に関する重要事項</p> <p>(略)</p> <p>3. 情報セキュリティ対策等の徹底による研究情報の保護</p>	<p>6 現行の計画においては、計量標準については平成25年度～平成34年度の計画として物理標準107種類、標準物質280物質の整備が、地質情報については平成23年度～平成32年度の計画として、40区画の5万分の1地質図幅の整備等が計画されている。</p> <p>(略)</p> <p>VI. その他業務運営に関する重要事項</p> <p>(略)</p> <p>3. 情報セキュリティ対策等の徹底による研究情報の保護</p>

中 長 期 目 標 (第4期、変更後)	中 長 期 目 標 (第4期、変更前)
<p>これまでと同様に電子化による業務効率化を推進することとするが、「サイバーセキュリティ戦略について」(平成27年9月4日閣議決定)を踏まえ、研究情報等の重要情報を保護する観点から、外部の専門家の知見を活用しつつ、情報セキュリティの確保のための対策を徹底するものとする。また、営業秘密の特定及び管理を徹底するものとする。</p>	<p>これまでと同様に電子化による業務効率化を推進することとするが、研究情報等の重要情報を保護する観点から、外部の専門家の知見を活用しつつ、情報セキュリティの確保のための対策を徹底するものとする。また、営業秘密の特定及び管理を徹底するものとする。</p>

国立研究開発法人産業技術総合研究所 中長期目標 新旧対照表

中 長 期 目 標 (第4期、変更前)

(別紙1) 第4期中長期目標期間において重点的に推進すべき具体の研究開発の方針 (略)

(別紙2) 国立研究開発法人産業技術総合研究所における評価軸

	研究領域等	評価軸	関連する評価指標、モニタリング指標
「橋渡し」機能の強化	(略)	(略)	(略)
	(略)		
	(その他本部機能等)	<ul style="list-style-type: none"> ○戦略的な知的財産マネジメントに取り組んでいるか。 ○公設試等と密接に連携し、地域における「橋渡し」機能の強化に取り組んでいるか。 ○世界的な産学官連携拠点の形成及び活用がなされているか。 ○優秀かつ多様な研究者の確保が図られているか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・戦略的な知的財産マネジメントの取組状況 (モニタリング指標) ・公設試等との連携の取組状況 (モニタリング指標) ・産学官連携拠点の形成の取組状況 (モニタリング指標) ・採用及び処遇等に係る人事制度の整備状況 (モニタリング指標) <p style="text-align: right;">等</p>
(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)
(略)		(略)	(略)

(注) 上記に加え、必要な詳細事項については中長期計画において定めるものとする。

(別添) 国立研究開発法人産業技術総合研究所に係る政策体系図 (略)

中 長 期 目 標 (第4期、変更後)

(別紙1) 第4期中長期目標期間において重点的に推進すべき具体の研究開発の方針 (略)

(別紙2) 国立研究開発法人産業技術総合研究所における評価軸

	研究領域等	評価軸	関連する評価指標、モニタリング指標
「橋渡し」機能の強化	(略)	(略)	(略)
	(略)		
	(その他本部機能等)	<ul style="list-style-type: none"> ○戦略的な知的財産マネジメントに取り組んでいるか。 ○公設試等と密接に連携し、地域における「橋渡し」機能の強化に取り組んでいるか。 ○世界的な産学官連携拠点の形成及び活用がなされているか。 ○優秀かつ多様な研究者の確保が図られているか。 ○産総研技術移転ベンチャーへの支援強化が図られているか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・戦略的な知的財産マネジメントの取組状況 (モニタリング指標) ・公設試等との連携の取組状況 (モニタリング指標) ・産学官連携拠点の形成の取組状況 (モニタリング指標) ・採用及び処遇等に係る人事制度の整備状況 (モニタリング指標) ・民間からの出資額 (評価指標) <p style="text-align: right;">等</p>
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)		(略)	(略)

(注) 上記に加え、必要な詳細事項については中長期計画において定めるものとする。

(別添) 国立研究開発法人産業技術総合研究所に係る政策体系図 (略)

独立行政法人 日本貿易振興機構 中期目標 新旧対照表 (案)

変更案	現行
<p>(略)</p> <p>3. 国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項</p> <p>(略)</p> <p>(2) 農林水産物・食品の輸出促進</p> <p>政府目標である「<u>2019年までに農林水産物・食品の輸出額を1兆円に増大</u>」(「<u>農林水産業・地域の活力創造プラン</u>」(平成28年11月29日農林水産業・地域の活力創造本部))の達成に向けて、政府の定めた「国別・品目別輸出戦略」のオール・ジャパンでの取組体制の司令塔となる「輸出戦略実行委員会」のメンバーとして、そこでの議論を踏まえつつ、政府、自治体、業界団体等と連携した日本貿易振興機構によるワンストップ・サービスを更に強化し、農林水産物・食品の輸出を推進する。</p> <p>(略)</p> <p>【指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・輸出支援件数(延べ社数)について年平均3,200件以上、<u>かつ、2017年度及び2018年度で年平均4,160件以上</u>を達成する。 (前中期目標期間実績：年平均2,459件) ・輸出成約金額(見込含む)について中期目標期間中に<u>676億円以上、かつ、2017年度及び2018年度で合計436億円以上</u>を達成する。 (前中期目標期間実績：年平均72.3億円) <p>(略)</p> <p><目標水準の考え方></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「2020年に農林水産物・食品の輸出額を現状(2012年)の約4,500億円から1兆円とする」とされた<u>政府目標</u>(「<u>日本再興戦略</u>」(平成25年6月14日閣議決定))が、「<u>農林水産業・地域の活力創造プラン</u>」(平成28年11月29日農林水産業・地域の活力創造本部改訂)において「<u>2019年までに農林水産物・食品の輸出額を1兆円</u> 	<p>(略)</p> <p>3. 国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項</p> <p>(略)</p> <p>(2) 農林水産物・食品の輸出促進</p> <p>政府目標である「<u>2020年に農林水産物・食品の輸出額1兆円</u>」に向けて、政府の定めた「国別・品目別輸出戦略」のオール・ジャパンでの取組体制の司令塔となる「輸出戦略実行委員会」のメンバーとして、そこでの議論を踏まえつつ、政府、自治体、業界団体等と連携した日本貿易振興機構によるワンストップ・サービスを更に強化し、農林水産物・食品の輸出を推進する。</p> <p>(略)</p> <p>【指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・輸出支援件数(延べ社数)について年平均3,200件以上を達成する。 (前中期目標期間実績：年平均2,459件) ・輸出成約金額(見込含む)について中期目標期間中に<u>520億円以上</u>を達成する。 (前中期目標期間実績：年平均72.3億円) <p>(略)</p> <p><目標水準の考え方></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ <u>政府目標が</u>「2020年に農林水産物・食品の輸出額を現状(2012年)の約4,500億円から1兆円とする」とされ、<u>その増加率が2.2倍であることを踏まえ</u>、日本貿易振興機構の支援による直接的な輸出実績である輸出成約額(見込み含む)について、<u>2012年度の69.9億円から2.2倍の154億円を2020年に達成することを目指すものと</u>

に増大」すると1年前倒しされた。1兆円への達成に向けて、2015年の実績額7,451億円に鑑みると1.3倍増加させる必要があることを踏まえ、日本貿易振興機構の支援による直接的な輸出実績である輸出成約金額（見込含む）についても、当初の中期目標期間中の総額520億円から1.3倍の676億円を達成することを目指すものとする。また、輸出支援件数についても同様に、当初の年平均3,200件以上から1.3倍の年平均4,160件以上の達成を目指すものとする。なお、これら^らを踏まえた毎年度の目標値は、中期計画又は年度計画で設定する。

(略)

し、それに向けて4年間では520億円以上の輸出成約額（見込み含む）を達成する。なお、これを踏まえた毎年度の目標値は、中期計画又は年度計画で設定する。

(略)

独立行政法人国立美術館中期目標新旧対照表

変更案	変更前
<p>独立行政法人国立美術館が達成すべき業務運営に関する目標（中期目標） 平成28年3月1日 文部科学省 <u>（一部変更）平成 年 月 日 文部科学省</u></p> <p>独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第29条の規定に基づき、独立行政法人国立美術館（以下「国立美術館」という。）が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を定める。</p> <p>I 政策体系における法人の位置付け及び役割 （略）</p> <p>II 中期目標の期間 （略）</p> <p>III 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>1 美術振興の中心的拠点として、多様な鑑賞機会の提供、美術創造活動の活性化の推進など、現代の美術を取り巻く状況の変化に対応した多彩な活動を展開し、我が国の美術振興に寄与</p> <p>国立美術館は、我が国の美術振興の中心的拠点として、現代の美術を取り巻く状況の変化に対応した多彩な活動を展開していくことが求められる。このため、展覧会等を通じた多様な鑑賞機会を広く国民に提供するとともに、我が国の美術創造活動の活性化の推進などに積極的に取り組む必要がある。</p> <p>(1) 多様な鑑賞機会の提供</p> <p>国立美術館は、美術振興の中心的拠点として、学術的意義、国民の関心、国</p>	<p>独立行政法人国立美術館が達成すべき業務運営に関する目標（中期目標） 平成28年3月1日 文部科学省</p> <p>独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第29条の規定に基づき、独立行政法人国立美術館（以下「国立美術館」という。）が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を定める。</p> <p>I 政策体系における法人の位置付け及び役割 （略）</p> <p>II 中期目標の期間 （略）</p> <p>III 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>1 美術振興の中心的拠点として、多様な鑑賞機会の提供、美術創造活動の活性化の推進など、現代の美術を取り巻く状況の変化に対応した多彩な活動を展開し、我が国の美術振興に寄与</p> <p>国立美術館は、我が国の美術振興の中心的拠点として、現代の美術を取り巻く状況の変化に対応した多彩な活動を展開していくことが求められる。このため、展覧会等を通じた多様な鑑賞機会を広く国民に提供するとともに、我が国の美術創造活動の活性化の推進などに積極的に取り組む必要がある。</p> <p>(1) 多様な鑑賞機会の提供</p> <p>国立美術館は、美術振興の中心的拠点として、学術的意義、国民の関心、国</p>

変更案	変更前
<p>際文化交流の推進等に配慮しつつ、質の高い展覧会を開催することで国内外の幅広い人々に多様で秀逸な美術作品の鑑賞機会を提供するものとする。</p> <p>展覧会の実施に当たっては、次の開催方針のもと計画的に実施するものとする。</p> <p>(イ) 国家的規模で行う主導的な展覧会の実施 (ロ) 全国の美術館に方向性を示す先導的な展覧会の実施 (ハ) 新しい芸術表現を取り入れた先端的な展覧会の実施</p> <p>開催する展覧会は、上記の開催方針を踏まえ、開催目的、期待する成果、学術的意義等を明確にするとともに、新しい切り口や研究成果を活用した展示、より一層の調査研究、関連資料の充実、展示説明資料の工夫等による所蔵作品等の新たな魅力の創出、国民の潜在的なニーズの把握、近隣施設との連携等を含めた効率的かつ効果的な広報戦略の実施などに戦略的に取り組むものとする。</p> <p>地方巡回展については、地域における鑑賞機会の充実のため、受け入れ側と積極的に連携し、また受け入れ側の要望を十分に踏まえつつ、国立美術館としての機能を生かした魅力ある展覧会の実現に努めるものとする。</p> <p><u>国立映画アーカイブ</u>においては、映画フィルム等の所蔵作品の活用を図った上映展示機能の充実を図るものとする。</p> <p>【指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> 企画展は毎年度 34 回程度開催する。 	<p>際文化交流の推進等に配慮しつつ、質の高い展覧会を開催することで国内外の幅広い人々に多様で秀逸な美術作品の鑑賞機会を提供するものとする。</p> <p>展覧会の実施に当たっては、次の開催方針のもと計画的に実施するものとする。</p> <p>(イ) 国家的規模で行う主導的な展覧会の実施 (ロ) 全国の美術館に方向性を示す先導的な展覧会の実施 (ハ) 新しい芸術表現を取り入れた先端的な展覧会の実施</p> <p>開催する展覧会は、上記の開催方針を踏まえ、開催目的、期待する成果、学術的意義等を明確にするとともに、新しい切り口や研究成果を活用した展示、より一層の調査研究、関連資料の充実、展示説明資料の工夫等による所蔵作品等の新たな魅力の創出、国民の潜在的なニーズの把握、近隣施設との連携等を含めた効率的かつ効果的な広報戦略の実施などに戦略的に取り組むものとする。</p> <p>地方巡回展については、地域における鑑賞機会の充実のため、受け入れ側と積極的に連携し、また受け入れ側の要望を十分に踏まえつつ、国立美術館としての機能を生かした魅力ある展覧会の実現に努めるものとする。</p> <p><u>東京国立近代美術館フィルムセンター（以下「フィルムセンター」という。）</u>においては、映画フィルム等の所蔵作品の活用を図った上映展示機能の充実を図るものとする。</p> <p>【指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> 企画展は毎年度 34 回程度開催する。

変更案	変更前
<p>(前中期目標期間平均実績：34回)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>国立映画アーカイブ</u>の上映会は毎年度13回程度開催する。 (前中期目標期間平均実績：13回) ・ <u>国立映画アーカイブ</u>の展覧会は毎年度3回程度開催する。 (前中期目標期間平均実績：3回) ・ 展覧会ごとに満足度調査を実施し、「良い」以上の回答率を、前中期目標期間実績以上とする。 ・ 各館における所蔵作品展の入館者数については、前中期目標期間実績以上とする。 ・ 企画展の入館者数については、実施に要する期間、実施目的、企画内容等によって大きく異なることから、達成目標は、年度計画で展覧会ごとに設定する。 ・ 国立美術館巡回展の事業数及び会場数については、毎年度1事業2会場以上とする。(前中期目標期間年間平均実績：1事業2会場) ・ 東京国立近代美術館工芸館巡回展の事業数及び会場数については、毎年度1事業2会場以上とする。(前中期目標期間年間平均実績：1事業2会場) ・ <u>国立映画アーカイブ</u>の優秀映画鑑賞推進事業の実施回数は、毎年度1回以上とする。(前中期目標期間年間平均実績：1回) <p>(2)～(3) (略)</p> <p>(4) 教育普及活動の充実</p> <p>美術作品や作家についての理解を深め、鑑賞者の芸術に対する感性の涵養に資するよう、国立美術館における美術教育に関する調査研究の成果を踏まえたギャラリートーク、ワークショップ等に取り組むものとする。</p>	<p>(前中期目標期間平均実績：34回)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>フィルムセンター</u>上映会は毎年度13回程度開催する。 (前中期目標期間平均実績：13回) ・ <u>フィルムセンター</u>展覧会は毎年度3回程度開催する。 (前中期目標期間平均実績：3回) ・ 展覧会ごとに満足度調査を実施し、「良い」以上の回答率を、前中期目標期間実績以上とする。 ・ 各館における所蔵作品展の入館者数については、前中期目標期間実績以上とする。 ・ 企画展の入館者数については、実施に要する期間、実施目的、企画内容等によって大きく異なることから、達成目標は、年度計画で展覧会ごとに設定する。 ・ 国立美術館巡回展の事業数及び会場数については、毎年度1事業2会場以上とする。(前中期目標期間年間平均実績：1事業2会場) ・ 東京国立近代美術館工芸館巡回展の事業数及び会場数については、毎年度1事業2会場以上とする。(前中期目標期間年間平均実績：1事業2会場) ・ <u>フィルムセンター</u>優秀映画鑑賞推進事業の実施回数は、毎年度1回以上とする。(前中期目標期間年間平均実績：1回) <p>(2)～(3) (略)</p> <p>(4) 教育普及活動の充実</p> <p>美術作品や作家についての理解を深め、鑑賞者の芸術に対する感性の涵養に資するよう、国立美術館における美術教育に関する調査研究の成果を踏まえたギャラリートーク、ワークショップ等に取り組むものとする。</p>

変更案	変更前
<p>学校や社会教育施設等との連携により、子どもから高齢者までを対象とした幅広い学習機会を提供するものとする。</p> <p>ボランティアや支援団体を育成し、相互の協力により美術館における教育普及事業の充実を図るものとする。</p> <p><u>国立映画アーカイブ</u>においては、映画フィルム等の所蔵作品の活用を図った教育普及事業の充実を図るものとする。</p> <p>【指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育普及事業の参加者数については前中期目標期間の実績以上とする。 <p>(5) 調査研究の実施と成果の反映・発信</p> <p>国立美術館の活動は調査研究の成果に基づき実施されるものであることを踏まえ、美術作品の収集・展示・保管、教育普及活動その他の美術館活動を行うために必要な調査研究の内容については年度計画等に定めた上で国内外の美術館等と連携しながら計画的に行い、その成果を国立美術館の業務の充実等に生かすとともに、多様な方法により積極的に公開するものとする。</p> <p><u>国立映画アーカイブにおいては、急速なデジタル技術の進展等に対応するため映画のデジタル保存・活用等に関する調査研究を推進するものとする。</u></p> <p>【指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調査研究活動の成果に基づき、所蔵作品展において、前中期目標期間実績程度の展示替えを実施する。 ・調査研究の成果に基づき、展覧会図録を前中期目標期間実績程度刊行する。 	<p>学校や社会教育施設等との連携により、子どもから高齢者までを対象とした幅広い学習機会を提供するものとする。</p> <p>ボランティアや支援団体を育成し、相互の協力により美術館における教育普及事業の充実を図るものとする。</p> <p><u>フィルムセンター</u>においては、映画フィルム等の所蔵作品の活用を図った教育普及事業の充実を図るものとする。</p> <p>【指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育普及事業の参加者数については前中期目標期間の実績以上とする。 <p>(5) 調査研究の実施と成果の反映・発信</p> <p>国立美術館の活動は調査研究の成果に基づき実施されるものであることを踏まえ、美術作品の収集・展示・保管、教育普及活動その他の美術館活動を行うために必要な調査研究の内容については年度計画等に定めた上で国内外の美術館等と連携しながら計画的に行い、その成果を国立美術館の業務の充実等に生かすとともに、多様な方法により積極的に公開するものとする。</p> <p>【指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調査研究活動の成果に基づき、所蔵作品展において、前中期目標期間実績程度の展示替えを実施する。 ・調査研究の成果に基づき、展覧会図録を前中期目標期間実績程度刊行する。

変更案	変更前
<p>・調査研究活動の成果の多様な方法による公開に係る取組状況（調査研究成果の公開方法・公開件数）</p> <p><u>・映画のデジタル保存・活用等に関する調査研究の取組状況（調査研究の取組件数）</u></p> <p>(6) 快適な観覧環境の提供 （略）</p> <p>2 我が国の近・現代美術及び海外の美術を体系的・通史的に提示し得るナショナルコレクションの形成・継承 （略）</p> <p>3 我が国における美術館のナショナルセンターとして美術館活動全体の活性化に寄与</p> <p>国立美術館が所有、蓄積する美術作品や人材等を活用し、美術振興のナショナルセンターとして、国際交流等を推進するとともに、我が国の美術館活動全体の活性化に寄与することが必要である。</p> <p>(1) 国内外の美術館等との連携・協力等</p> <p>国内外の美術館関係者との研究会の開催や研究者の交流等を行い、我が国における美術館の国際的な拠点となることを目指すものとする。</p> <p>国内外の美術館等における修理・保存処理の充実に寄与するものとする。</p> <p>全国の美術館等の運営に対する援助、助言を行うとともに、関係者の情報交換・人的ネットワークの形成等に努めるものとする。</p>	<p>・調査研究活動の成果の多様な方法による公開に係る取組状況（調査研究成果の公開方法・公開件数）</p> <p>(6) 快適な観覧環境の提供 （略）</p> <p>2 我が国の近・現代美術及び海外の美術を体系的・通史的に提示し得るナショナルコレクションの形成・継承 （略）</p> <p>3 我が国における美術館のナショナルセンターとして美術館活動全体の活性化に寄与</p> <p>国立美術館が所有、蓄積する美術作品や人材等を活用し、美術振興のナショナルセンターとして、国際交流等を推進するとともに、我が国の美術館活動全体の活性化に寄与することが必要である。</p> <p>(1) 国内外の美術館等との連携・協力等</p> <p>国内外の美術館関係者との研究会の開催や研究者の交流等を行い、我が国における美術館の国際的な拠点となることを目指すものとする。</p> <p>国内外の美術館等における修理・保存処理の充実に寄与するものとする。</p> <p>全国の美術館等の運営に対する援助、助言を行うとともに、関係者の情報交換・人的ネットワークの形成等に努めるものとする。</p>

変更案	変更前
<p>【指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国立美術館巡回展の事業数及び会場数については、毎年度1事業2会場以上とする。(前中期目標期間年間平均実績：1事業2会場) ・東京国立近代美術館工芸館巡回展の事業数及び会場数については、毎年度1事業2会場以上とする。(前中期目標期間年間平均実績：1事業2会場) ・<u>国立映画アーカイブ</u>の優秀映画鑑賞推進事業の実施回数は、毎年度1回以上とする。 (前中期目標期間年間平均実績：1回) ・国内外の美術館関係者との研究会の開催や研究者との交流等に係る取組状況(所蔵作品等に関するセミナー・シンポジウムの開催回数、国内外の研究者の招へい等に基づくセミナー・シンポジウムの開催回数。) <p>(2) ナショナルセンターとしての人材育成</p> <p>小・中学生のための美術教育の一翼を担うナショナルセンターとして、モデル的な教材の開発や教員、学芸員等の資質向上のための研修等を重点的に実施するものとする。</p> <p>大学の美術館・博物館等の教育機関等と積極的に提携しながら、今後の美術館活動を担う中核的な人材の育成を図るものとする。</p> <p><u>国立映画アーカイブにおいては、優れた日本映画作品等の保存・継承のために、映画フィルム保存技術や映写技術等、映画保存のニーズに対応した人材育成を図るものとする。</u></p> <p>【指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指導者研修は毎年度1回以上実施するものとする。(前中期目標期間年間 	<p>【指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国立美術館巡回展の事業数及び会場数については、毎年度1事業2会場以上とする。(前中期目標期間年間平均実績：1事業2会場) ・東京国立近代美術館工芸館巡回展の事業数及び会場数については、毎年度1事業2会場以上とする。(前中期目標期間年間平均実績：1事業2会場) ・<u>フィルムセンター</u>優秀映画鑑賞推進事業の実施回数は、毎年度1回以上とする。 (前中期目標期間年間平均実績：1回) ・国内外の美術館関係者との研究会の開催や研究者との交流等に係る取組状況(所蔵作品等に関するセミナー・シンポジウムの開催回数、国内外の研究者の招へい等に基づくセミナー・シンポジウムの開催回数。) <p>(2) ナショナルセンターとしての人材育成</p> <p>小・中学生のための美術教育の一翼を担うナショナルセンターとして、モデル的な教材の開発や教員、学芸員等の資質向上のための研修等を重点的に実施するものとする。</p> <p>大学の美術館・博物館等の教育機関等と積極的に提携しながら、今後の美術館活動を担う中核的な人材の育成を図るものとする。</p> <p>【指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指導者研修は毎年度1回以上実施するものとする。(前中期目標期間年間

変更案	変更前
<p>平均実績：1回)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指導者研修参加者に対する満足度調査を実施し、「良い」以上の回答率を前中期目標期間実績以上とする。 ・<u>今後の美術館活動を担う</u> 中核的な人材 <u>や映画保存ニーズに対応した人材の</u> 育成に係る取組状況（インターンシップ受入人数、キュレーター研修受入人数） <p>(3) 国内外の映画関係団体等との連携等</p> <p><u>国立映画アーカイブ</u> においては、映画・映像作品の収集・保管等を推進するものとする。</p> <p>国際的に我が国を代表する映画文化振興の中核となる総合的な機関として、国内外の映画関係団体等との連絡を密接に図り、その連携・調整についての役割を果たすものとする。</p> <p>【指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・映画・映像作品の収集・保管に係る取組状況（映画フィルム購入本数、映画フィルム寄贈本数、映画フィルム年度末所蔵本数、所蔵フィルム検索システムにおける新規公開件数、所蔵フィルム検索システムにおける累計公開件数） ・国内外の映画関係団体等との連携・調整に係る取組状況（「全国映画資料館録」更新版を中期目標期間中に刊行する。） 	<p>平均実績：1回)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指導者研修参加者に対する満足度調査を実施し、「良い」以上の回答率を前中期目標期間実績以上とする。 ・中核的な人材育成に係る取組状況（インターンシップ受入人数、キュレーター研修受入人数） <p>(3) 国内外の映画関係団体等との連携等</p> <p><u>フィルムセンター</u> においては、映画・映像作品の収集・保管等を推進するものとする。</p> <p>国際的に我が国を代表する映画文化振興の中核となる総合的な機関として、国内外の映画関係団体等との連絡を密接に図り、その連携・調整について役割を果たすものとする。</p> <p><u>より機動的かつ柔軟な運営を行うため、東京国立近代美術館から独立した一館となることを検討するものとする。</u></p> <p>【指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・映画・映像作品の収集・保管に係る取組状況（映画フィルム購入本数、映画フィルム寄贈本数、映画フィルム年度末所蔵本数、所蔵フィルム検索システムにおける新規公開件数、所蔵フィルム検索システムにおける累計公開件数） ・国内外の映画関係団体等との連携・調整に係る取組状況（「全国映画資料館録」更新版を中期目標期間中に刊行する。）

変更案	変更前
<p>〈目標水準の考え方〉</p> <p>第4次基本方針が掲げる「文化芸術立国」実現への貢献という観点から、美術館活動全体の活性化への寄与に係る目標値の設定に当たっては、第3期中期目標期間の実績以上の目標値を設定するものとする。</p> <p>なお、定量的な目標を定めることができない指標の達成水準としては、第3期中期目標期間と同程度の水準を維持することを目指すものとする。</p> <p>〈想定される外部要因〉</p> <p>以上の目標に影響する外部要因として、施設改修や国家的行事等の開催に伴う施設使用の制限、関係する地方自治体の体制等がある。これらの要因に変化があった場合には評価において適切に考慮するものとする。</p> <p>IV 業務運営の効率化に関する事項</p> <p>1～5 (略)</p> <p>6 情報通信技術を活用した業務の効率化</p> <p><u>法人内の</u> 情報システムネットワークの一元化を基盤として、TV会議システム、グループウェア等の活用による効率化を進めるものとする。</p> <p>VPN（バーチャル・プライベート・ネットワーク）バックアップ回線を増強するなどバックアップ・インフラの増強に努めるものとする。</p> <p>所蔵作品情報の公開の円滑化を図るため各館のローカルシステムと独立行政法人国立美術館所蔵作品総合目録検索システムとの効率的オンライン化の検討を進めるものとする。</p>	<p>〈目標水準の考え方〉</p> <p>第4次基本方針が掲げる「文化芸術立国」実現への貢献という観点から、美術館活動全体の活性化への寄与に係る目標値の設定に当たっては、第3期中期目標期間の実績以上の目標値を設定するものとする。</p> <p>なお、定量的な目標を定めることができない指標の達成水準としては、第3期中期目標期間と同程度の水準を維持することを目指すものとする。</p> <p>〈想定される外部要因〉</p> <p>以上の目標に影響する外部要因として、施設改修や国家的行事等の開催に伴う施設使用の制限、関係する地方自治体の体制等がある。これらの要因に変化があった場合には評価において適切に考慮するものとする。</p> <p>IV 業務運営の効率化に関する事項</p> <p>1～5 (略)</p> <p>6 情報通信技術を活用した業務の効率化</p> <p><u>国立美術館5館</u>の情報システムネットワークの一元化を基盤として、TV会議システム、グループウェア等の活用による効率化を進めるものとする。</p> <p>VPN（バーチャル・プライベート・ネットワーク）バックアップ回線を増強するなどバックアップ・インフラの増強に努めるものとする。</p> <p>所蔵作品情報の公開の円滑化を図るため各館のローカルシステムと独立行政法人国立美術館所蔵作品総合目録検索システムとの効率的オンライン化の検討を進めるものとする。</p>

変更案	変更前
<p>7 (略)</p> <p>V 財務内容の改善に関する事項 (略)</p> <p>VI その他業務運営に関する重要事項 1～3 (略)</p> <p><u>4 その他業務運営に関し必要な事項</u> <u>「工芸館移転の基本的な考え方」(平成28年8月文化庁公表)を踏まえ、東京国立近代美術館工芸館の移転に向けた準備を進めるものとする。</u></p>	<p>7 (略)</p> <p>V 財務内容の改善に関する事項 (略)</p> <p>VI その他業務運営に関する重要事項 1～3 (略)</p>

独立行政法人教職員支援機構（中期目標）新旧対照表

教職員支援機構 中期目標案	教員研修センター 中期目標
<p data-bbox="750 408 1070 531">平成 28 年 3 月 1 日 平成 年 月 日 (変更) 文部科学大臣指示</p> <p data-bbox="163 595 1108 715">独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 29 条の規定に基づき、独立行政法人教職員支援機構（以下「機構」という。）が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を定める。</p> <p data-bbox="170 778 728 807">I 政策体系における法人の位置付け及び役割</p> <p data-bbox="163 823 1108 991">社会が大きく変化する中、我が国が将来に向けて更に発展し、繁栄を維持していくためには、様々な分野で活躍できる質の高い人材育成が不可欠である。こうした人材育成の中核を担うのが学校教育であり、中でも教育の直接の担い手である教員の資質能力を向上させることが重要である。</p> <p data-bbox="163 1007 1108 1126">また、新しい時代に求められる力を子供たちに確実に身に付けさせるためには、「何を教えるか」のみならず、「どのように学ぶか」を重視することが必要であり、その教育を実践できる教員の養成・確保が急務となっている。</p> <p data-bbox="163 1142 1108 1310">教育再生実行会議第 7 次提言（平成 27 年 5 月 14 日）において、「国は、(中略) 養成・採用・研修の各段階を通じた教師の資質・能力の開発・向上に、これまで以上に積極的な役割を果たすことが必要であり、地方公共団体、大学等における取組を体系的、総合的に支援するための拠点を整備する」ことが提言されている。</p> <p data-bbox="163 1326 1108 1406">さらに、中央教育審議会答申「これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について」（平成 27 年 12 月 21 日）においては、教員研修センター（以下「センタ</p>	<p data-bbox="1843 408 2085 488">平成 28 年 3 月 1 日 文部科学大臣指示</p> <p data-bbox="1135 595 2080 715">独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 29 条の規定に基づき、独立行政法人教員研修センター（以下「センター」という。）が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を定める。</p> <p data-bbox="1135 778 1697 807">I 政策体系における法人の位置付け及び役割</p> <p data-bbox="1135 823 2080 991">社会が大きく変化する中、我が国が将来に向けて更に発展し、繁栄を維持していくためには、様々な分野で活躍できる質の高い人材育成が不可欠である。こうした人材育成の中核を担うのが学校教育であり、中でも教育の直接の担い手である教員の資質能力を向上させることが重要である。</p> <p data-bbox="1135 1007 2080 1126">また、新しい時代に求められる力を子供たちに確実に身に付けさせるためには、「何を教えるか」のみならず、「どのように学ぶか」を重視することが必要であり、その教育を実践できる教員の養成・確保が急務となっている。</p> <p data-bbox="1135 1142 2080 1310">教育再生実行会議第 7 次提言（平成 27 年 5 月 14 日）において、「国は、(中略) 養成・採用・研修の各段階を通じた教師の資質・能力の開発・向上に、これまで以上に積極的な役割を果たすことが必要であり、地方公共団体、大学等における取組を体系的、総合的に支援するための拠点を整備する」ことが提言されている。</p> <p data-bbox="1135 1326 2080 1406">さらに、中央教育審議会答申「これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について」（平成 27 年 12 月 21 日）においては、センターについて、「各地域におけ</p>

教職員支援機構 中期目標案	教員研修センター 中期目標
<p>一」という。)について、「各地域における教員研修施設や教職大学院などの大学等とのネットワークを構築しつつ、教員の各キャリアの段階を通じた資質能力向上に関する調査、分析、研究開発や情報の整理、収集、提供等を担う全国的な拠点として機能強化を図る」ことが提言されている。</p> <p>これらを踏まえ、独立行政法人教員研修センター法（平成12年法律第88号）が改正され、平成29年4月1日より独立行政法人教職員支援機構が設置された。</p> <p>機構は、これまでの研修事業、研修に関する指導・助言・援助事業に加え、以下の①～④の業務が追加され、教職員に対する総合的支援を行う全国拠点として機能強化が図られた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 公立学校の校長及び教員の資質の向上に関する指標を策定する任命権者に対する専門的な助言 ② 学校教育関係職員が職務を行うに当たり必要な資質に関する調査研究及びその成果の普及 ③ 免許状更新講習及び免許法認定講習等の認定に関する事務 ④ 教員資格認定試験の実施に関する事務 <p>文部科学省の政策目標では、「確かな学力の向上、豊かな心と健やかな体の育成と信頼される学校づくり」（政策目標2）を定め、そのための施策目標として、「魅力ある優れた教員の養成・確保」（施策目標2-6）を定めている。</p> <p>上記の目標を達成するため、機構は教職員に対する総合的支援を行う全国拠点として、教職員の資質の向上をミッションとしている。</p> <p>また、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）（以下「平成25年閣議決定」という。）で示された「センター業務の更なる効率化、機能強化、教育委員会や大学等との連携の更なる推進、研修対象の拡大」等を踏まえ、機構の事務及び事業の遂行に当たっても、政策実施機能を的確に発揮しつつ、効果的かつ効率的な業務運営を図ることを基本とする。</p> <p>（別添）政策体系図</p>	<p>る教員研修施設や教職大学院などの大学等とのネットワークを構築しつつ、教員の各キャリアの段階を通じた資質能力向上に関する調査、分析、研究開発や情報の整理、収集、提供等を担う全国的な拠点として機能強化を図る」ことが提言されている。</p> <p>また、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）（以下「平成25年閣議決定」という。）で示された「センター業務の更なる効率化、機能強化、教育委員会や大学等との連携の更なる推進、研修対象の拡大」等を受けて、センター事務及び事業の遂行に当たっては、学校教育関係職員の資質向上を図るナショナルセンターとしての政策実施機能を的確に発揮しつつ、効果的かつ効率的な業務運営を図ることを基本とする。</p> <p>文部科学省の政策目標では、「確かな学力の向上、豊かな心と健やかな体の育成と信頼される学校づくり」（政策目標2）を定め、そのための施策目標として、「魅力ある優れた教員の養成・確保」（施策目標2-6）を定めている。</p> <p>上記の目標を達成するため、センターは教員研修の全国拠点として、「校長、教員その他の学校教育関係職員の資質の向上」をミッションとしている。</p> <p>（別添）政策体系図</p>

教職員支援機構 中期目標案	教員研修センター 中期目標
<p>II (略)</p> <p>III 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>1. 学校教育関係職員に対する研修</p> <p>(1) 実施する研修の基本的な内容</p> <p>国として実施する責務を有する研修は、以下の①～④とし、機構は研修の実施について中期計画で定める。</p> <p>中期計画の策定に当たっては、チーム学校の推進、初等中等教育段階からのグローバル化、アクティブ・ラーニングの推進等の新たな課題に対応した教育が学校現場で効果的に実践されるよう、研修事業の再構築を図ることとし、そのための具体的な工程を早急に策定し、それに沿って着実に実施するものとする。</p> <p>また、毎事業年度において実施する研修の内容、受講対象、日数、人数等は、国の教育政策の方向性や事後評価等を踏まえ、不断の見直しを行うこととし、より効果的・効率的なものとなるよう年度計画において明確に定める。</p> <p>なお、「第4次男女共同参画基本計画」(平成27年12月25日閣議決定)を踏まえ、女性教員の研修参加促進を進める。</p> <p>① 各地域で学校教育において中心的な役割を担う校長、副校長・教頭、中堅教員及び事務職員等に対する学校経営力の育成を目的とする研修</p> <p>② 各学校や地域における研修のマネジメントを推進する指導者の養成等を目的とする以下の研修</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校のマネジメントを推進する指導者養成研修 ・生徒指導及び教育相談に対応する指導者養成研修 	<p>II (略)</p> <p>III 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>1. 学校教育関係職員に対する研修</p> <p>(1) 実施する研修の基本的な内容</p> <p>国として実施する責務を有する研修は、以下の①～④とし、センターは研修の実施について中期計画で定める。</p> <p>中期計画の策定に当たっては、チーム学校の推進、初等中等教育段階からのグローバル化、アクティブ・ラーニングの推進等の新たな課題に対応した教育が学校現場で効果的に実践されるよう、研修事業の再構築を図ることとし、そのための具体的な工程を早急に策定し、それに沿って着実に実施するものとする。</p> <p>また、毎事業年度において実施する研修の内容、受講対象、日数、人数等は、国の教育政策の方向性や事後評価等を踏まえ、不断の見直しを行うこととし、より効果的・効率的なものとなるよう年度計画において明確に定める。</p> <p>なお、「第4次男女共同参画基本計画」(平成27年12月25日閣議決定)を踏まえ、女性教員の研修参加促進を進める。</p> <p>① 各地域で学校教育において中心的な役割を担う校長、副校長・教頭、中堅教員及び事務職員等に対する学校経営力の育成を目的とする研修</p> <p>② 各学校や地域における研修のマネジメントを推進する指導者の養成等を目的とする以下の研修</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校のマネジメントを推進する指導者養成研修 ・生徒指導及び教育相談に対応する指導者養成研修

教職員支援機構 中期目標案	教員研修センター 中期目標
<ul style="list-style-type: none"> ・グローバル化に対応する指導者養成研修 ・体力向上及び健康教育上の諸課題に対応する指導者養成研修 ・喫緊の教育課題に対応する指導者養成研修 <p>③ 地方公共団体単独での実施が困難な研修については、地方公共団体からの委託等により共益的事業として実施する。</p> <p>④ 国の教育政策上、緊急に実施する必要性が生じた学校教育関係職員の研修については、関係行政機関からの要請又は委託等により実施する。</p> <p>(2) 研修の目標とする成果の指標 研修の目標とする成果の指標については、以下に掲げるような方法を基本として研修ごとに定め、達成状況を把握するとともに、その達成を図る。</p> <p>① 研修は、演習・協議を中心とし、最適な人数による班構成(ユニット)を基本に標準定員を設定して実施するほか、標準定員に対する参加率が、90%以上となるようにする(教職員等中央研修参加率実績:平成23年度=85.1%、24年度=92.9%、25年度=89.8%、26年度=90.3%)。</p> <p>② 受講者に対して、研修終了後に研修内容・方法、研修環境等についてのアンケート調査等を実施し、95%以上から「有意義であった」などのプラスの評価を得るほか、80%以上から「大変有意義であった」の最高評価を得る(教職員等中央研修有意義率実績:平成23年度=99.9%、24年度=99.8%、25年度=99.7%、26年度=99.7%)。</p> <p>③ 学校及び教育委員会等から参加する受講者に対して、研修終了後、1年程度の期間内に研修成果の活用状況(研修企画、研修講師、他校訪問等)についてのア</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・グローバル化に対応する指導者養成研修 ・体力向上及び健康教育上の諸課題に対応する指導者養成研修 ・喫緊の教育課題に対応する指導者養成研修 <p>③ 地方公共団体単独での実施が困難な研修については、地方公共団体からの委託等により共益的事業として実施する。</p> <p>④ 国の教育政策上、緊急に実施する必要性が生じた学校教育関係職員の研修については、関係行政機関からの要請又は委託等により実施する。</p> <p>(2) 研修の目標とする成果の指標 研修の目標とする成果の指標については、以下に掲げるような方法を基本として研修ごとに定め、達成状況を把握するとともに、その達成を図る。</p> <p>① 研修は、演習・協議を中心とし、最適な人数による班構成(ユニット)を基本に標準定員を設定して実施するほか、標準定員に対する参加率が、90%以上となるようにする(教職員等中央研修参加率実績:平成23年度=85.1%、24年度=92.9%、25年度=89.8%、26年度=90.3%)。</p> <p>② 受講者に対して、研修終了後に研修内容・方法、研修環境等についてのアンケート調査等を実施し、95%以上から「有意義であった」などのプラスの評価を得るほか、80%以上から「大変有意義であった」の最高評価を得る(教職員等中央研修有意義率実績:平成23年度=99.9%、24年度=99.8%、25年度=99.7%、26年度=99.7%)。</p> <p>③ 受講者に対して、研修終了後、相当の期間内に研修成果の活用状況等についてのアンケート調査等を実施し、85%以上から「センターでの研修成果を効果的</p>

教職員支援機構 中期目標案	教員研修センター 中期目標
<p>ンケート調査等を実施し、85%以上から「機構での研修成果を効果的に活用できている」などのプラスの評価を得る（教職員等中央研修成果活用率実績：平成23年度＝94.4%、24年度＝88.5%、25年度＝95.7%）。</p> <p>また、学校から参加する受講者に対しては、校内研修等（勤務校において開催する研修会、随時行われる勉強会及び教職員会議等の定例会議等における発表等）への活用状況について、(1)①の研修については85%以上から、(1)②の研修については60%以上から「機構での研修成果を校内研修等に効果的に活用できている」などのプラスの評価を得る。（また書き以降の部分については、平成29年4月から実施）（教職員等中央研修校内研修活用率実績：平成23年度＝85.2%、24年度＝72.6%、25年度＝65.1%、26年度＝86.9%）、（喫緊の重要課題指導者養成研修校内研修活用率実績：平成23年度＝48.4%、24年度＝40.6%、25年度＝39.2%、26年度＝62.7%）</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>2. 公立学校の校長及び教員としての資質の向上に関する指標を策定する任命権者に対する専門的な助言（平成29年4月から実施）</p> <p>公立の小学校等の校長及び教員の任命権者は、文部科学大臣が定める指標の策定に関する指針を参酌し、指標を策定するが、機構は、任命権者の指標の策定に資するよう、平成29年度に専用の相談窓口を設け、機構が有する知見やネットワーク等を活用した専門的な助言を行うとともに、全国の指標の先進事例を提供するデータベースを平成30年度以降に作成・運用する。</p> <p>【重要度：高】</p>	<p>に活用できている」などのプラスの評価を得る（教職員等中央研修成果活用率実績：平成23年度＝94.4%、24年度＝88.5%、25年度＝95.7%）。</p> <p>なお、研修成果の活用については、受講者の所属（学校や教育委員会等）に応じた活用場面や具体の活用方法（研修企画、研修講師、他校訪問等）などを適切に把握するため、平成28年度中に、調査項目や方法等について検討するとともに、学校で行われる研修（校内研修等）への成果活用状況については、新たな指標を策定する。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(新設)</p>

教職員支援機構 中期目標案	教員研修センター 中期目標
<p>指標は、教員がキャリアステージに応じて身に付けるべき資質を明確化するものであり、指標を策定する任命権者に対し、機構が有する知見やネットワーク等を活用した専門的な助言を行うことは、教員の資質向上を図る上で極めて重要であるため。</p> <p>3. 学校教育関係職員を対象とした研修に関する指導、助言及び援助</p> <p>(1) 都道府県教育委員会等への指導、助言及び援助</p> <p>都道府県教育委員会等において、より充実した学校教育関係職員に対する研修が実施できるよう、以下の指導、助言及び援助を行う。</p> <p>①教員等への指導、助言</p> <p>オンラインによる研修機会の提供、情報交換機会の提供を行うほか、教員の資質向上に関する情報発信を行う。オンライン研修については、中期目標期間に全ての指導者養成研修に関する研修教材を提供することを目指し、教職員の自発的な研修を促す環境作りに寄与する(平成27年度までの実績:なし)。</p> <p>②教育委員会等への指導、助言</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 教育委員会と大学等との連携促進 <p>毎年度、教育委員会と大学等が連携して行う研修プログラムを開発し、ホームページ等を通じて提供するほか、大学と教育委員会が研究協議等の意見交換を行う場を提供するなど、機構、教育委員会、大学等の相互の連携を深め、教員研修の工夫改善に寄与する。</p> ・ 研修講師や研修手法の提供 <p>毎年度、機構が行う研修の講師情報のオンラインによる提供、教育委員会等が行う研修への機構職員の講師派遣等により、研修手法等の普及に資する。</p> ・ 研修情報の収集・提供 <p>毎年度、教育委員会等が実施している研修等の情報を取りまとめ、オンライ</p> 	<p>2. 学校教育関係職員を対象とした研修に関する指導、助言及び援助等</p> <p>(1) 都道府県教育委員会等への指導、助言及び援助</p> <p>都道府県教育委員会等において、より充実した学校教育関係職員に対する研修が実施できるよう、以下の指導、助言及び援助を行う。</p> <p>①教員等への指導、助言</p> <p>オンラインによる研修機会の提供、情報交換機会の提供を行うほか、教員の資質向上に関する情報発信を行う。オンライン研修については、中期目標期間に全ての指導者養成研修に関する研修教材を提供することを目指し、教職員の自発的な研修を促す環境作りに寄与する(平成27年度までの実績:なし)。</p> <p>②教育委員会等への指導、助言</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 教育委員会と大学等との連携促進 <p>毎年度、教育委員会と大学等が連携して行う研修プログラムを開発し、ホームページ等を通じて提供するほか、大学と教育委員会が研究協議等の意見交換を行う場を提供するなど、センター、教育委員会、大学等の相互の連携を深め、教員研修の工夫改善に寄与する。</p> ・ 研修講師や研修手法の提供 <p>毎年度、センターが行う研修の講師情報のオンラインによる提供、教育委員会等が行う研修へのセンター職員の講師派遣等により、研修手法等の普及に資する。</p> ・ 研修情報の収集・提供 <p>毎年度、教育委員会等が実施している研修等の情報を取りまとめ、オンライ</p>

教職員支援機構 中期目標案	教員研修センター 中期目標
<p>ンによる提供等により、教員研修の更なる充実を支援する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 研修施設・設備の提供 <ul style="list-style-type: none"> 毎年度、利用要望に応じて研修施設・設備の提供を行うことにより、学校教育関係者等を対象とした研修等での利用を促進する。 <p>③教員等の資質向上のための援助</p> <p>教育長等を対象とする会議、研修企画・立案担当者を対象とする会議を開催する。</p> <p>また、アクティブ・ラーニングに係る指導方法等を充実させるため、研究協議等を行う会議を開催するほか、平成 29 年度までに研修プログラムモデルを構築する。当該プログラムモデルについて、教育委員会等への周知を図り、各教育委員会主催の研修への反映を促すほか、機構実施の研修にアクティブ・ラーニングに係る指導方法等に関する講義・演習等を導入し、平成 32 年度から本格実施見込みの新学習指導要領の円滑な実施に寄与する。</p> <p>(2) 教職大学院等との連携</p> <p>教職大学院などの大学等とのネットワークを構築し、機構の全国的な教員研修・支援のハブ機能を整備・充実するとともに、教職大学院等の大学等の院生や教員の研究・交流を支援するため、以下の事業を行う。</p> <p>① 教職大学院の院生等に対する支援</p> <p>教職大学院やその院生等に対する支援のため、機構が行う研修を受講する機会を提供する。そのため、教職大学院等との連携協力を拡大・充実し、中期目標期間に、全国の半数以上の教職大学院と連携協力協定を締結する（平成 27 年度までの実績：2 件）。</p> <p>② 教職大学院の教員等に対する支援</p> <p>毎年度、教職大学院の教員等の研究・交流支援のための会議を開催し、教職大学院等と教育委員会が連携・開発した研修プログラムの普及を図るほか、教員養</p>	<p>ンによる提供等により、教員研修の更なる充実を支援する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 研修施設・設備の提供 <ul style="list-style-type: none"> 毎年度、利用要望に応じて研修施設・設備の提供を行うことにより、学校教育関係者等を対象とした研修等での利用を促進する。 <p>③教員等の資質向上のための援助</p> <p>教育長等を対象とする会議、研修企画・立案担当者を対象とする会議を開催する。</p> <p>また、アクティブ・ラーニングに係る指導方法等を充実させるため、研究協議等を行う会議を開催するほか、平成 29 年度までに研修プログラムモデルを構築する。当該プログラムモデルについて、教育委員会等への周知を図り、各教育委員会主催の研修への反映を促すほか、センター実施の研修にアクティブ・ラーニングに係る指導方法等に関する講義・演習等を導入し、平成 32 年度から本格実施見込みの新学習指導要領の円滑な実施に寄与する。</p> <p>(2) 教職大学院等との連携</p> <p>教職大学院などの大学等とのネットワークを構築し、センターの全国的な教員研修・支援のハブ機能を整備・充実するとともに、教職大学院等の大学等の院生や教員の研究・交流を支援するため、以下の事業を行う。</p> <p>① 教職大学院の院生等に対する支援</p> <p>教職大学院やその院生等に対する支援のため、センターが行う研修を受講する機会を提供する。そのため、教職大学院等との連携協力を拡大・充実し、中期目標期間に、全国の半数以上の教職大学院と連携協力協定を締結する（平成 27 年度までの実績：2 件）。</p> <p>② 教職大学院の教員等に対する支援</p> <p>毎年度、教職大学院の教員等の研究・交流支援のための会議を開催し、教職大学院等と教育委員会が連携・開発した研修プログラムの普及を図るほか、教員養</p>

教職員支援機構 中期目標案	教員研修センター 中期目標
<p>成及び現職研修のカリキュラム向上を促進する。</p> <p>③ 教職大学院等と教育委員会との連携の促進</p> <p>毎年度、教職大学院等と教育委員会が連携して行う研修プログラムを開発し、ホームページ等を通じて提供することにより、教員研修の一層の高度化に資する。</p> <p>【重要度：高】</p> <p>都道府県教育委員会等が行う研修に対する指導・助言・援助を効果的に行うとともに、オンライン事業等の新たな取組により、教員研修のネットワーク化、ダイレクトアプローチを進展させること、また、機構が全国的な拠点として、教職大学院等と連携協力することは、教員の資質向上を図る上で極めて重要であるため。</p> <p>【難易度：高】</p> <p>「アクティブ・ラーニングに係る研修プログラムモデル構築」は、新学習指導要領（平成32年度から本格実施見込み）を円滑に実施するために、新たな学びに関する調査研究を踏まえて、学校種ごとの研修プログラムに整理・網羅する必要があること、また、教職大学院との連携協力の促進は、初等中等教育と高等教育機関の協働の実施という従来にはない新たな取り組みであるため。</p> <p>(削除)</p>	<p>成及び現職研修のカリキュラム向上を促進する。</p> <p>③ 教職大学院等と教育委員会との連携の促進</p> <p>毎年度、教職大学院等と教育委員会が連携して行う研修プログラムを開発し、ホームページ等を通じて提供することにより、教員研修の一層の高度化に資する。</p> <p>【重要度：高】</p> <p>都道府県教育委員会等が行う研修に対する指導・助言・援助を効果的に行うとともに、オンライン事業等の新たな取組により、教員研修のネットワーク化、ダイレクトアプローチを進展させること、また、センターが全国的な拠点として、教職大学院等と連携協力することは、教員の資質向上を図る上で極めて重要であるため。</p> <p>【難易度：高】</p> <p>「アクティブ・ラーニングに係る研修プログラムモデル構築」は、新学習指導要領（平成32年度から本格実施見込み）を円滑に実施するために、新たな学びに関する調査研究を踏まえて、学校種ごとの研修プログラムに整理・網羅する必要があること、また、教職大学院との連携協力の促進は、初等中等教育と高等教育機関の協働の実施という従来にはない新たな取り組みであるため。</p> <p>(3) 機能強化・組織見直し</p> <p>センターが、養成・採用・研修の各段階を通じた地方公共団体、大学等における取組を体系的、総合的に支援するための全国的な拠点としての役割を果たすことができるよう、センター組織の見直しを検討する。</p>

教職員支援機構 中期目標案	教員研修センター 中期目標
<p>4. 学校教育関係職員が職務を行うに当たり必要な資質に関する調査研究及びその成果の普及（平成29年4月から実施）</p> <p>教職員に対する総合的支援を行う全国拠点として、養成・採用・研修の改善に資する専門的・実践的な調査研究を計画的に行う。</p> <p>教員の大量退職や大量採用、学び続ける教員の育成、新しい学習指導要領への対応などの学校を取り巻く環境変化を踏まえ、教員採用試験の共同実施や学校経営におけるタイムマネジメントに関する調査研究などを中期目標期間中に4件程度実施する。調査研究の実施に当たっては、機構が主体となり、大学や教育委員会、都道府県・指定都市・中核市等の教員センター、民間教育事業者等と連携する。</p> <p>調査研究の成果については、機構が実施する各種事業の企画・立案に適切に反映させるとともに、調査研究の成果を普及するため、教職員の資質向上に関する資料や調査結果等に関するデータベースを平成30年度以降に作成し、教育委員会、大学等はもとより広く一般にも公開し、教職員の資質の向上に寄与する。</p> <p>【重要度：高】</p> <p>今後、養成・採用・研修の一体的な改革を進めていく上で、教職員の資質向上に関する様々なエビデンスを獲得・蓄積し、機構が実施する各種事業の企画・立案への反映や教育委員会等に調査研究の成果を普及していくことは、教職員の資質向上を図る上で極めて重要であるため。</p> <p>5. 免許状更新講習及び免許法認定講習等の認定に関する事務（平成30年4月から実施）</p> <p>教育職員免許法（昭和24年法律第147号）に基づく免許状更新講習及び免許法認定講習等の認定について、免許状更新講習規則（平成20年文部科学省令第10号）及び教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号）を踏まえ、文部科学省と緊密な連携を図り、本講習の認定に関する事務を確実に遅滞なく実施する。</p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

教職員支援機構 中期目標案	教員研修センター 中期目標
<p>6. 教員資格認定試験の実施に関する事務（平成30年4月から実施）</p> <p>教育職員免許法（昭和24年法律第147号）に基づく教員資格認定試験の実施について、教員資格認定試験規程（昭和48年文部省令第17号）を踏まえ、文部科学省及び大学と緊密な連携を図り、秘密保持に十分留意した上で、本試験の問題作成及び試験実施に関する事務を確実に行う。</p> <p>IV 業務運営の効率化に関する事項</p> <p>1. 経費等の縮減・効率化</p> <p>機構の業務運営に際しては、平成25年閣議決定を踏まえ、既存事業の見直し、調達等の合理化を進め、一般管理費については、中期目標期間中、毎事業年度において、対前年度比3%以上の効率化を図るほか、業務経費（新規に追加される業務による支出増を除く。）についても毎事業年度において、対前年度比1%以上の効率化を図る。ただし、新規追加した業務の予算については、別途、1%以上の効率化を図ることとする。</p> <p>なお、一般管理費については、経費削減の余地がないか自己評価を厳格に行った上で、適切な見直しを行い、経費の削減の一層の推進を図る。</p> <p>契約については、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）に基づく取組を着実に実施する。</p> <p>2. 間接業務等の共同実施</p> <p>平成25年閣議決定を踏まえ、国立特別支援教育総合研究所、国立女性教育会館、国立青少年教育振興機構及び機構の4法人は、効果的・効率的な業務運営のために間接業務等を共同で実施し、中期目標期間中に15業務以上の実施について検討するとともに、その取組を一層推進する。（前中期目標期間実績：8件）</p>	<p>（新設）</p> <p>IV 業務運営の効率化に関する事項</p> <p>1. 経費等の縮減・効率化</p> <p>センターの業務運営に際しては、平成25年閣議決定を踏まえ、既存事業の見直し、調達等の合理化を進め、一般管理費については、中期目標期間中、毎事業年度において、対前年度比3%以上の効率化を図るほか、業務経費（新規に追加される業務による支出増を除く。）についても毎事業年度において、対前年度比1%以上の効率化を図る。ただし、新規追加した業務の予算については、別途、1%以上の効率化を図ることとする。</p> <p>なお、一般管理費については、経費削減の余地がないか自己評価を厳格に行った上で、適切な見直しを行い、経費の削減の一層の推進を図る。</p> <p>契約については、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）に基づく取組を着実に実施する。</p> <p>2. 間接業務等の共同実施</p> <p>平成25年閣議決定を踏まえ、国立特別支援教育総合研究所、国立女性教育会館、国立青少年教育振興機構及びセンターの4法人は、効果的・効率的な業務運営のために間接業務等を共同で実施し、中期目標期間中に15業務以上の実施について検討するとともに、その取組を一層推進する。（前中期目標期間実績：8件）</p>

教職員支援機構 中期目標案	教員研修センター 中期目標
<p>3. (略)</p> <p>V 財務内容の改善に関する事項</p> <p>1.・2. (略)</p> <p>3. 財務内容等の透明性の確保 機構の財務内容等の一層の透明性を確保する観点から、決算情報の公表の充実等を図る。</p> <p>VI その他業務運営に関する重要事項</p> <p>1. 長期的視野に立った施設・設備等の整備・管理の実施 (1)・(2) (略)</p> <p>(3) 機構の保有する研修施設について、その有効利用の促進のため、平成28年度からホームページを通じて貸出可能施設及び日時を随時提示することにより、他の主催者が実施する学校教育関係職員を対象とした研修での利用を促進するとともに、貸出対象の民間団体等への拡大、貸出可能時間の延長を行うこととする。また、保有の必要性について不断の見直しを行う。 特に、運動施設については、受講者の利用等を含めた稼働日数を把握し、地域のスポーツ施設又は多目的施設等として有効に活用するため、近隣の市町村等への周知を行うとともに、ホームページを通じて貸出可能日時等の提示に取り組み、施設の有効利用を積極的に図るものとする。 研修施設の稼働率については90%以上、宿泊施設の稼働率については60%以上を維持する(平成26年度実績:研修施設稼働率=93.5%、宿泊施設稼働率=61.6%)。 運動施設の稼働率については中期目標期間中に50%以上を目指す。(平成28</p>	<p>3. (略)</p> <p>V 財務内容の改善に関する事項</p> <p>1.・2. (略)</p> <p>3. 財務内容等の透明性の確保 センターの財務内容等の一層の透明性を確保する観点から、決算情報の公表の充実等を図る。</p> <p>VI その他業務運営に関する重要事項</p> <p>1. 長期的視野に立った施設・設備等の整備・管理の実施 (1)・(2)</p> <p>(3) センターの保有する研修施設について、その有効利用の促進のため、平成28年度からホームページを通じて貸出可能施設及び日時を随時提示することにより、他の主催者が実施する学校教育関係職員を対象とした研修での利用を促進するとともに、貸出対象の民間団体等への拡大、貸出可能時間の延長を行うこととする。また、保有の必要性について不断の見直しを行う。 特に、運動施設については、地域のスポーツ施設又は多目的施設等として有効に活用されるための具体的な方策を平成28年度中に策定し、受講者の利用等を含めた稼働日数を把握するとともに、ホームページを通じて貸出可能日時等の提示に取り組み、施設の有効利用を積極的に図るものとする。 研修施設の稼働率については90%以上、宿泊施設の稼働率については60%以上を維持する(平成26年度実績:研修施設稼働率=93.5%、宿泊施設稼働率=61.6%)。 運動施設については現状を精査した上で、その具体的な目標を平成28年度</p>

教職員支援機構 中期目標案	教員研修センター 中期目標
<p>年度上半期実績：運動施設稼働率＝40％）（運動施設の稼働率については、平成29年4月から実施）</p> <p>(4) (略)</p> <p>2. 人事に関する計画</p> <p>機構は、平成25年閣議決定を踏まえ、国家公務員の給与水準も十分考慮し、手当を含め役職員給与について、その検証結果や取組状況を公表する。</p> <p>また、教員研修等の企画・立案、実施、評価等のより一層の充実を図るため、職員の専門性を高めることを目的として、各職員の担当業務、経験及び専門性等を考慮し、それに見合う所内及び所外の研修会への参加機会を拡充するとともに、職員の計画的な採用及び育成を行う。</p> <p>3. 内部統制の充実・強化</p> <p>理事長のリーダーシップの下、機構の業務及びそのマネジメントに関する内部統制・ガバナンスの充実・強化を図るため、その体制の整備・運用に努めるとともに、内部統制の充実・強化のための仕組みが有効に機能しているかどうかのモニタリング・検証を行い、その結果に基づき、当該仕組みの不断の見直しを行う。また、内部統制に係る職員研修を定期的実施し、役職員等のコンプライアンス意識の向上を図る。</p> <p>業務運営についても、内部統制の仕組みのもと、内部監査等によるモニタリング・検証を実施し、その適正に資するとともに、定期的な自己点検・評価を積極的に行い、その結果を業務の改善に反映させる。</p> <p>4. (略)</p>	<p>中に策定することとし、その詳細は中期計画で定める。</p> <p>(4) (略)</p> <p>2. 人事に関する計画</p> <p>センターは、平成25年閣議決定を踏まえ、国家公務員の給与水準も十分考慮し、手当を含め役職員給与について、その検証結果や取組状況を公表する。</p> <p>また、教員研修等の企画・立案、実施、評価等のより一層の充実を図るため、職員の専門性を高めることを目的として、各職員の担当業務、経験及び専門性等を考慮し、それに見合う所内及び所外の研修会への参加機会を拡充するとともに、職員の計画的な採用及び育成を行う。</p> <p>3. 内部統制の充実・強化</p> <p>理事長のリーダーシップの下、センターの業務及びそのマネジメントに関する内部統制・ガバナンスの充実・強化を図るため、その体制の整備・運用に努めるとともに、内部統制の充実・強化のための仕組みが有効に機能しているかどうかのモニタリング・検証を行い、その結果に基づき、当該仕組みの不断の見直しを行う。また、内部統制に係る職員研修を定期的実施し、役職員等のコンプライアンス意識の向上を図る。</p> <p>業務運営についても、内部統制の仕組みのもと、内部監査等によるモニタリング・検証を実施し、その適正に資するとともに、定期的な自己点検・評価を積極的に行い、その結果を業務の改善に反映させる。</p> <p>4. (略)</p>

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所（中期目標）（新旧対照表）

改正案	現行
<p>(序文) (略)</p> <p>I～III (略)</p> <p>IV 業務運営の効率化に関する事項</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3. 間接業務等の共同実施</p> <p>「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成25年12月24日閣議決定。以下「基本方針」という。)を踏まえ、研究所、国立女性教育会館、<u>教職員支援機構</u>、国立青少年教育振興機構の4法人は、効果的・効率的な業務運営のために間接業務等を共同で実施し、中期目標期間中に15業務以上の実施について検討するとともに、その取組を一層推進する。</p>	<p>(序文) (略)</p> <p>I～III (略)</p> <p>IV 業務運営の効率化に関する事項</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3. 間接業務等の共同実施</p> <p>「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成25年12月24日閣議決定。以下「基本方針」という。)を踏まえ、研究所、国立女性教育会館、<u>教員研修センター</u>、国立青少年教育振興機構の4法人は、効果的・効率的な業務運営のために間接業務等を共同で実施し、中期目標期間中に15業務以上の実施について検討するとともに、その取組を一層推進する。</p>

独立行政法人国立青少年教育振興機構（中期目標）（新旧対照表）

改正案	現行
<p>(序文) (略)</p> <p>I～III (略)</p> <p>IV 業務運営の効率化に関する事項</p> <p>1. 業務の効率化</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 間接業務等の共同実施</p> <p>「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成25年12月24日閣議決定)を踏まえ、国立特別支援教育総合研究所、国立女性教育会館、<u>教職員支援機構</u>、機構の4法人は効果的・効率的な業務運営のために間接業務等を共同で実施し、中期目標期間中に15業務以上の実施について検討するとともに、その取組を一層推進する。</p> <p>(前中期目標期間実績：9件)</p> <p>(5) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>V・VI (略)</p>	<p>(序文) (略)</p> <p>I～III (略)</p> <p>IV 業務運営の効率化に関する事項</p> <p>1. 業務の効率化</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 間接業務等の共同実施</p> <p>「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成25年12月24日閣議決定)を踏まえ、国立特別支援教育総合研究所、国立女性教育会館、<u>教員研修センター</u>、機構の4法人は効果的・効率的な業務運営のために間接業務等を共同で実施し、中期目標期間中に15業務以上の実施について検討するとともに、その取組を一層推進する。</p> <p>(前中期目標期間実績：9件)</p> <p>(5) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>V・VI (略)</p>

独立行政法人国立女性教育会館が達成すべき業務運営に関する目標（中期目標）（新旧対照表）

改正案	現行
<p>I・II (略)</p> <p>III 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>1 男女共同参画社会の実現に向けた人材の育成・研修の実施 (1)～(3) (略) (4) 教育分野における女性参画拡大に向けた取組 基本計画の重点分野「2 政策・方針決定過程への女性の参画拡大」では、学校教育の分野における女性の参画拡大を進めることとされている。これを踏まえ、教育分野における男女共同参画の一層の推進を図るため、<u>教職員支援機構</u>などの関係機関と連携しつつ調査研究の成果を活用して研修プログラムを開発・実施する。 学校教育の分野において、男女共同参画や女性の能力発揮を中心となって推進する立場となる者に対し、教育機関の特性に応じて実践的な学習の機会を提供する。併せて参加者同士のネットワークの構築を図る。 毎年度90%以上の研修参加者からの満足の評価、40%以上からの高い満足の評価を得る（前中期目標期間実績：満足の評価95.5%、高い満足の評価46.1%）。</p> <p>2～5 (略)</p> <p>IV 業務運営の効率化に関する事項</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 間接業務等の共同実施 「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）を踏まえ、国立特別支援教育総合研究所、国立青少年教育振興機構、<u>教職員支援機構</u>及び会館の4法人は、効果的・効率的な業務運営のために間接業務等を共同で実施し、中期目標期間中に15業務以上の実施について検討するとともに、その取組を一層推進する（前中期目標期間実績：7件）。</p> <p>5・6 (略)</p> <p>V・VI (略)</p>	<p>I・II (略)</p> <p>III 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>1 男女共同参画社会の実現に向けた人材の育成・研修の実施 (1)～(3) (略) (4) 教育分野における女性参画拡大に向けた取組 基本計画の重点分野「2 政策・方針決定過程への女性の参画拡大」では、学校教育の分野における女性の参画拡大を進めることとされている。これを踏まえ、教育分野における男女共同参画の一層の推進を図るため、<u>教員研修センター</u>などの関係機関と連携しつつ調査研究の成果を活用して研修プログラムを開発・実施する。 学校教育の分野において、男女共同参画や女性の能力発揮を中心となって推進する立場となる者に対し、教育機関の特性に応じて実践的な学習の機会を提供する。併せて参加者同士のネットワークの構築を図る。 毎年度90%以上の研修参加者からの満足の評価、40%以上からの高い満足の評価を得る（前中期目標期間実績：満足の評価95.5%、高い満足の評価46.1%）。</p> <p>2～5 (略)</p> <p>IV 業務運営の効率化に関する事項</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 間接業務等の共同実施 「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）を踏まえ、国立特別支援教育総合研究所、国立青少年教育振興機構、<u>教員研修センター</u>及び会館の4法人は、効果的・効率的な業務運営のために間接業務等を共同で実施し、中期目標期間中に15業務以上の実施について検討するとともに、その取組を一層推進する（前中期目標期間実績：7件）。</p> <p>5・6 (略)</p> <p>V・VI (略)</p>

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 中長期目標（案） 新旧対照表

・変更部分は赤字で下線。

現行	変更案	変更の観点
<p data-bbox="264 491 792 520">国立研究開発法人日本原子力研究開発機構が</p> <p data-bbox="331 560 725 588">達成すべき業務運営に関する目標</p> <p data-bbox="450 628 607 657">（中長期目標）</p> <p data-bbox="416 903 640 932">平成 27 年 4 月 1 日</p> <p data-bbox="338 971 719 1000">（平成 27 年 12 月 22 日変更指示）</p> <p data-bbox="349 1040 707 1069">（平成 28 年 4 月 1 日変更指示）</p> <p data-bbox="342 1246 714 1275">文 部 科 学 省</p> <p data-bbox="342 1315 714 1343">経 済 産 業 省</p> <p data-bbox="342 1383 714 1412">原 子 力 規 制 委 員 会</p>	<p data-bbox="1182 491 1711 520">国立研究開発法人日本原子力研究開発機構が</p> <p data-bbox="1249 560 1644 588">達成すべき業務運営に関する目標</p> <p data-bbox="1368 628 1525 657">（中長期目標）</p> <p data-bbox="1413 697 1480 726"><u>（案）</u></p> <p data-bbox="1335 903 1559 932">平成 27 年 4 月 1 日</p> <p data-bbox="1256 971 1637 1000">（平成 27 年 12 月 22 日変更指示）</p> <p data-bbox="1267 1040 1626 1069">（平成 28 年 4 月 1 日変更指示）</p> <p data-bbox="1267 1109 1626 1137"><u>（平成 29 年 月 日変更指示）</u></p> <p data-bbox="1261 1246 1632 1275">文 部 科 学 省</p> <p data-bbox="1261 1315 1632 1343">経 済 産 業 省</p> <p data-bbox="1261 1383 1632 1412">原 子 力 規 制 委 員 会</p>	

<p>I. 政策体系における法人の位置付け及び役割</p> <p>国の原子力政策の基本である原子力基本法（昭和三十年法律第百八十六号）において、機構は、原子力に関する基礎的研究及び応用の研究並びに核燃料サイクルを確立するための高速増殖炉及びこれに必要な核燃料物質の開発並びに核燃料物質の再処理等に関する技術の開発並びにこれらの成果の普及等を実施することとされており、我が国の原子力の技術基盤を支えることを期待されている。また、原子力利用に伴い確実に発生する使用済燃料の処理処分や、原子力施設の廃止措置等に係る技術開発等についても、原子力事業者として、また、我が国における原子力に関する唯一の総合的研究開発機関として、機構が必ず履行しなければならない業務である。さらに、機構は、エネルギー基本計画や「第4期科学技術基本計画」（平成23年8月閣議決定。以下「第4期科学技術基本計画」という。）等の、国の原子力を含めたエネルギー政策及び科学技術政策などを踏まえ、東京電力福島第一原子力発電所事故への対処、原子力の安全性向上、原子力基礎基盤研究の推進と人材の育成、高速炉の研究開発、核燃料サイクルに係る放射性廃棄物の処理処分等に関する研究開発等に取り組む必要がある。これらの研究開発の実施に当たっては、国立研究開発法人として、自らの研究開発成果の最大化に取り組むことはもとより、大学、産業界等との積極的な連携と協働を通じ、我が国全体の原子力科学技術分野における研究開発成果の最大化に貢献することが重要である。あわせて、機構は、原子力規制委員会が策定する「原子力規制委員会における安全研究について」等に基づき、原子力安全規制の的確な実施に必要な技術的支援を行うための中核的な役割を担う必要がある。</p>	<p>I. 政策体系における法人の位置付け及び役割</p> <p>国の原子力政策の基本である原子力基本法（昭和三十年法律第百八十六号）において、機構は、原子力に関する基礎的研究及び応用の研究並びに核燃料サイクルを確立するための高速増殖炉及びこれに必要な核燃料物質の開発並びに核燃料物質の再処理等に関する技術の開発並びにこれらの成果の普及等を実施することとされており、我が国の原子力の技術基盤を支えることを期待されている。また、原子力利用に伴い確実に発生する使用済燃料の処理処分や、原子力施設の廃止措置等に係る技術開発等についても、原子力事業者として、また、我が国における原子力に関する唯一の総合的研究開発機関として、機構が必ず履行しなければならない業務である。さらに、機構は、エネルギー基本計画や「第5期科学技術基本計画」（平成28年1月閣議決定。以下「第5期科学技術基本計画」という。）等の、国の原子力を含めたエネルギー政策及び科学技術政策などを踏まえ、東京電力福島第一原子力発電所事故への対処、原子力の安全性向上、原子力基礎基盤研究の推進と人材の育成、高速炉の研究開発、核燃料サイクルに係る放射性廃棄物の処理処分等に関する研究開発等に取り組む必要がある。これらの研究開発の実施に当たっては、国立研究開発法人として、自らの研究開発成果の最大化に取り組むことはもとより、大学、産業界等との積極的な連携と協働を通じ、我が国全体の原子力科学技術分野における研究開発成果の最大化に貢献することが重要である。あわせて、機構は、原子力規制委員会が策定する「原子力規制委員会における安全研究について」等に基づき、原子力安全規制の的確な実施に必要な技術的支援を行うための中核的な役割を担う必要がある。</p>	<p>時点更新</p>
<p>Ⅲ. 安全を最優先とした業務運営に関する事項</p> <p>1. 安全確保に関する事項</p> <p>安全確保を業務運営の最優先事項とし、自ら保有する原子力施設が潜在的に危険な物質を取り扱うとの認識に立ち、法令遵守を含めた安全管理に関する基本事項を定めるとともに、自主保安活動を積極的に推進し、施設及び事業に関わる原子力安全確保を徹底する。また、新規制基準への対応を計画的かつ適切に行う。</p> <p>また、職員一人一人が徹底した安全意識を持って業務に従事し、業務上の問題点を改善していく観点から、速やかに現場レベルでの改善を推進する手法を導入する。</p> <p>これらの取組により、機構が行う原子力研究開発の安全を確保するとともに、機構に対する国民・社会の信頼を醸成する。</p>	<p>Ⅲ. 安全を最優先とした業務運営に関する事項</p> <p>1. 安全確保に関する事項</p> <p>安全確保を業務運営の最優先事項とし、自ら保有する原子力施設が潜在的に危険な物質を取り扱うとの認識に立ち、法令遵守を含めた安全管理に関する基本事項を定めるとともに、自主保安活動を積極的に推進し、廃止措置に移行する「もんじゅ」・東海再処理施設を含む施設及び事業に関わる原子力安全確保を徹底する。また、新規制基準への対応を計画的かつ適切に行う。</p> <p>また、職員一人一人が徹底した安全意識を持って業務に従事し、業務上の問題点を改善していく観点から、速やかに現場レベルでの改善を推進する手法を導入する。</p> <p>これらの取組により、機構が行う原子力研究開発の安全を確保するとともに、機構に対する国民・社会の信頼を醸成する。</p>	<p>安全確保に係る記載の追加</p>
<p>Ⅳ. 研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>4. 原子力の基礎基盤研究と人材育成</p> <p>(4) 原子力人材の育成と供用施設の利用促進</p> <p>また、機構が保有する、民間や大学等では整備が困難な試験研究炉や放射性物質の取扱施設等の基盤施設について、利用者のニーズも踏まえ、計画的かつ適切に維持・管理し、国内外の幅広い分野の多数の外部利用者に適切な対価を得て利用に供する。特に、震災後停止している JRR-3 や材料試験炉（JMTR）等の施設については新規制基準への適合性確認を受けて速やかに再稼働を果たす。</p>	<p>Ⅳ. 研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>4. 原子力の基礎基盤研究と人材育成</p> <p>(4) 原子力人材の育成と供用施設の利用促進</p> <p>また、機構が保有する、民間や大学等では整備が困難な試験研究炉や放射性物質の取扱施設等の基盤施設について、利用者のニーズも踏まえ、計画的かつ適切に維持・管理し、国内外の幅広い分野の多数の外部利用者に適切な対価を得て利用に供する。特に、震災後停止している JRR-3 等の施設については新規制基準への適合性確認を受けて速やかに再稼働を果たす。</p>	<p>JMTRに係る記載の削除</p>

<p>5. 高速炉の研究開発</p> <p>エネルギー基本計画等において、高速炉は、従来のウラン資源の有効利用のみならず、放射性廃棄物の減容化・有害度低減や核不拡散関連技術等新たな役割が求められているところであり、「もんじゅ」の研究開発や高速炉の実証技術の確立に向けた研究開発の推進により、我が国の有するこれらの諸課題の解決及び将来のエネルギー政策の多様化に貢献する。</p> <p>(1) 「もんじゅ」の研究開発</p> <p>エネルギー基本計画及び「もんじゅ研究計画」（平成 25 年 9 月 文部科学省科学技術・学術審議会研究計画・評価分科会原子力科学技術委員会もんじゅ研究計画作業部会。以下「もんじゅ研究計画」という。）等に基づき、「もんじゅ」を廃棄物の減容化・有害度低減や核不拡散関連技術等の向上のための国際的な研究拠点と位置付け、もんじゅ研究計画に示された高速炉技術開発の成果を取りまとめるため、運転再開までの維持管理経費の削減に努めつつ可能な限り早期の運転再開に向けた課題別の具体的な工程表を策定し、安全の確保を最優先とした上で運転再開を目指す。具体的には、原子力規制委員会から受けた保安措置命令への対応、敷地内破砕帯調査に係る確認、新規制基準への対応に適切に取り組み、新規制基準への適合性確認及び原子炉設置変更許可等を受けた後は速やかに運転を再開し、研究開発を進める。</p> <p>その際、もんじゅ研究計画に示された方針に基づき、個々の研究開発の実施方法、成果内容・時期、活用方法を具体的かつ明確に示し、年限を区切った目標を掲げ、研究開発を進めて成果を創出する。また、研究開発の進捗状況、国際的な高速炉に関する研究開発の動向、社会情勢の変化等に応じて必要な評価を受け、研究開発の重点化・中止等不断の見直しを行う。さらに、プラントの安全性及び運転・保守管理技術の高度化に取り組み、目標期間半ばまでに外部専門家による中間評価を受け、今後の計画に反映させる。</p> <p>また、「もんじゅ」については、運転再開に向けて国民の理解を得ることが必要不可欠であり、運転再開までの工程等の上記の取組や、安全性についての合理的な根拠について、国民に対して分かりやすい形で公表していく。</p> <p>なお、「もんじゅ」における研究開発を進めるにあたっては、それぞれの役職員が担当する業務について責任を持って取り組み、安全を最優先とした運転管理となるよう体制の見直しを進めるとともに、現場の職員の安全意識の徹底、業務上の問題点の改善等を行うことができるよう、現場レベルでの改善を推進する手法の定着を図り、継続的に運用する。また、事故情報の収集及びその原因等の分析結果等を踏まえ、平時及び事故発生時等におけるマニュアルを改善するなど、現場レベルでの取組を継続的に推進する。</p>	<p>5. 高速炉の研究開発</p> <p>エネルギー基本計画、「<u>高速炉開発の方針</u>」（平成 28 年 12 月原子力関係閣僚会議決定。）等において、高速炉は、従来のウラン資源の有効利用のみならず、放射性廃棄物の減容化・有害度低減や核不拡散関連技術等新たな役割が求められているところであり、高速炉の実証技術の確立に向けた研究開発の推進により、我が国の有するこれらの諸課題の解決及び将来のエネルギー政策の多様化に貢献する。<u>また、「もんじゅ」については、「もんじゅ」の取扱いに関する政府方針</u>（平成 28 年 12 月原子力関係閣僚会議決定。）に基づき、<u>安全かつ着実な廃止措置の実施への対応を進める。</u></p> <p>(1) 「もんじゅ」廃止措置に向けた取組</p> <p>廃止措置に関する基本的な計画を平成29年4月を目途に策定し、国内外の英知を結集できるように、廃止措置における体制を整備する。廃止措置に関する基本的な計画の策定から、約5年半で燃料の炉心から燃料池（水プール）までの取り出し作業を、安全確保の下、終了することを目指し、必要な取組を進める。また、今後の取組を進めるにあたっては、原子力規制委員会の規制の下、安全確保を第一とし、地元をはじめとした国民の理解が得られるよう取り組む。</p>	<p>「高速炉の開発方針」及び「もんじゅ方針」を踏まえた見直し</p>
<p>6. 核燃料サイクルに係る再処理、燃料製造及び放射性廃棄物の処理処分に関する研究開発等</p> <p>(1) 使用済燃料の再処理、燃料製造に関する技術開発</p> <p>さらに、東海再処理施設については、使用済燃料のせん断や溶解等を行う一部の施設の使用を取りやめ、廃止措置計画を申請する方向で、廃止までの工程・時期、廃止後の使用済燃料再処理技術の研究開発体系の再整理、施設の当面の利活用、その後の廃止措置計画等について明確化し、将来想定される再処理施設等の廃止措置に係る技術体系の確立に貢</p>	<p>6. 核燃料サイクルに係る再処理、燃料製造及び放射性廃棄物の処理処分に関する研究開発等</p> <p>(1) 使用済燃料の再処理、燃料製造に関する技術開発</p> <p>さらに、東海再処理施設については、使用済燃料のせん断や溶解等を行う一部の施設の使用を取りやめ、廃止措置計画を申請する方向で、廃止までの工程・時期、廃止後の使用済燃料再処理技術の研究開発体系の再整理、施設の当面の利活用、その後の廃止措置計画等について明確化し、将来想定される再処理施設等の廃止措置に係る技術体系の確立に貢</p>	<p>「国立研究開発法人日本原子力研究開発機構東海再処理施設の廃止に向けた計画等の検討について（報告）」に基づく変更</p>

<p>献する。</p> <p>また、貯蔵中の使用済燃料や廃棄物を安全に管理するために新規制基準への対応に適切に取り組むとともに、潜在的な危険の原因の低減を進めるためにプルトニウム溶液や高レベル放射性廃液の固化・安定化処理を計画に沿って進める。</p>	<p>献する。</p> <p>また、安全確保・リスク低減を最優先とし、貯蔵中の使用済燃料や廃棄物を安全に管理するために新規制基準を踏まえた安全性向上対策に適切に取り組むとともに、潜在的な危険の原因の低減を進めるためにプルトニウム溶液や高レベル放射性廃液の固化・安定化処理を平成 40 年度に完了すべく、原子力規制委員会からの指示に基づき提出した東海再処理施設の廃止に向けた計画等を着実に実施する。</p>	
---	--	--

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構が達成すべき業務運営に関する目標における主な評価軸・指標

中長期目標(検討案)	主な評価軸(検討案)	備考(関連する評価指標、モニタリング指標等)(検討案)
<p>IV. 研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>4. 原子力の基礎基盤研究と人材育成</p> <p>(4) 原子力人材の育成と供用施設の利用促進</p> <p>エネルギー基本計画等を踏まえ、幅広い分野の人材を対象として、原子力分野における課題解決能力の高い研究者・技術者の研究開発現場での育成、産業界、大学、官庁等のニーズに対応した人材の研修による育成、国内外で活躍できる人材の育成、及び関係行政機関からの要請等に基づいた原子力人材の育成を行う。</p> <p>また、機構が保有する、民間や大学等では整備が困難な試験研究炉や放射性物質の取扱施設等の基盤施設について、利用者のニーズも踏まえ、計画的かつ適切に維持・管理し、国内外の幅広い分野の多数の外部利用者に適切な対価を得て利用する。特に、震災後停止している JRR-3 や材料試験炉(JMTR)等の施設については新規制基準への適合性確認を受けて速やかに再稼働を果たす。</p> <p>これらの取組により、高いレベルの原子力技術・人材を維持・発展させるとともに原子力の研究開発の基盤を支える。</p>	<p>⑧原子力分野の人材育成と供用施設の利用促進を適切に実施しているか、研究環境整備への取組が行われているか、我が国の原子力の基盤強化に貢献しているか</p>	<p>【定性的観点】</p> <ul style="list-style-type: none"> 研究開発人材育成プログラム実施状況(評価指標) 人材育成ネットワークの活動状況(評価指標) 試験研究炉の運転再開に向けた取組状況(評価指標) <p>【定量的観点】</p> <ul style="list-style-type: none"> 国内外研修受講者アンケートによる研修内容の評価(評価指標) 供用施設数、利用件数、採択課題数、利用人数(評価指標) 利用者への安全・保安教育実施件数(評価指標) 海外ポスドクを含む学生等の受入数、研修等受講者数(モニタリング指標) 施設供用による発表論文数(モニタリング指標) 施設供用特許などの知財(モニタリング指標) 利用希望者からの相談への対応件数(モニタリング指標)
<p>5. 高速炉の研究開発</p> <p>エネルギー基本計画、「高速炉開発の方針」(平成28年12月原子力関係閣僚会議決定。)等において、高速炉は、従来のウラン資源の有効利用のみならず、放射性廃棄物の減容化・有害度低減や核不拡散関連技術等新たな役割が求められているところであり、「もんじゅ」の研究開発や高速炉の実証技術の確立に向けた研究開発の推進により、我が国の有するこれらの諸課題の解決及び将来のエネルギー政策の多様化に貢献する。また、「もんじゅ」については、「もんじゅ」の取扱いに関する政府方針(平成28年12月原子力関係閣僚会議決定。)に基づき、安全かつ着実な廃止措置の実施への対応を進める。</p>	<p>①運転管理体制の強化等安全を最優先とした取組を行っているか</p> <p>②人材育成のための取組が十分であるか</p>	<p>【定性的観点】</p> <ul style="list-style-type: none"> 人的災害、事故・トラブル等の未然防止の取組状況(評価指標) 品質保証活動、安全文化醸成活動、法令等の遵守活動等の実施状況(評価指標) トラブル発生時の復旧までの対応状況(評価指標) 運転・保守管理技術の蓄積及び伝承状況(モニタリング指標) <p>【定量的観点】</p> <ul style="list-style-type: none"> 人的災害、事故・トラブル等発生件数(モニタリング指標) 保安検査等における指摘件数(モニタリング指標) <p>【定性的観点】</p> <ul style="list-style-type: none"> 「もんじゅ」等での技術伝承、運転・保守管理技術の高度化等に係る人材育成の取組状況(評価指標)

<p>(1)「もんじゅ」廃止措置に向けた取組 廃止措置に関する基本的な計画を平成29年4月を目的に策定し、国内外の英知を結集できるよう、廃止措置における体制を整備する。廃止措置に関する基本的な計画の策定から、約5年半で燃料の炉心から燃料池(水プール)までの取り出し作業を、安全確保の下、終了することを目指し、必要な取組を進める。また、今後の取組を進めるにあたっては、原子力規制委員会の規制の下、安全確保を第一とし、地元をはじめとした国民の理解が得られるよう取り組む。</p>	<p>③運転再開に向けた取組・成果が適切であったか</p> <p>④再稼働後の成果・取組が「もんじゅ研究計画」に基づいて適切に創出・実施されているか</p> <p>③廃止措置に向けた取組・成果が適切であったか</p>	<p>【定性的観点】</p> <ul style="list-style-type: none"> 新規規制基準への対応など性能試験再開に向けた取組状況(評価指標) 燃料供給への取組状況(評価指標) 再稼働までの工程等の明確化(評価指標) 情報発信状況(評価指標) 国際的な研究拠点構築への取組(評価指標) 性能試験の進捗状況(モニタリング指標) <p>【定性的観点】</p> <ul style="list-style-type: none"> 「もんじゅ研究計画」の進捗状況及び成果の創出状況(評価指標) <p>【定性的観点】</p> <ul style="list-style-type: none"> 廃止措置に向けた取組の状況(評価指標)
<p>6.核燃料サイクルに係る再処理、燃料製造及び放射性廃棄物の処理処分に関する研究開発等</p> <p>(1) 使用済燃料の再処理、燃料製造に関する技術開発 エネルギー基本計画等に基づき、以下の研究開発を推進する。 再処理技術の高度化及び軽水炉MOX燃料等の再処理に向けた基盤技術の開発に取り組むとともに、これらの成果を基に、核燃料サイクル事業に対し、技術面から支援をする。 また、高速炉用MOX燃料の製造プロセスや高速炉用MOX燃料の再処理を念頭に置いた基盤技術の開発を実施することで、将来的なMOX燃料製造技術及び再処理技術の確立に向けて、有望性の判断に資する成果を得る。 さらに、東海再処理施設については、使用済燃料のせん断や溶解等を行う一部の施設の使用を取りやめ、廃止措置計画を申請する方向で、廃止までの工程・時期、廃止後の使用済燃料再処理技術の研究開発体系の再整理、施設の当面の利活用、その後の廃止措置計画等について明確化し、将来想定される再処理施設等の廃止措置に係る技術体系の確立に貢献する。 また、安全確保・リスク低減を最優先とし、貯蔵中の使用済燃料や廃棄物を安全に管理するために新規規制基準を踏まえた安全性向上対策に適切に取り組むとともに、潜在的な危険の原因の低減を進めるためにプルトニウム溶液や高レベル放射性廃液の固化・安定化処理を平成40年度に完了すべく、原子力規制委員会からの指示に基づき提出した東海再処理施設の廃止に向けた計画等を着実に実施する。</p>	<p>③再処理技術開発(ガラス固化技術)の高度化、軽水炉MOX燃料等の再処理に向けた基盤技術開発、高速炉用MOX燃料製造技術開発、再処理施設の廃止措置技術体系の確立に向けた取組に関し、産業界等のニーズに適合し、また課題解決につながる成果や取組が創出・実施されているか</p> <p>④高レベル放射性廃液のガラス固化の成果を通じて、核燃料サイクル事業に対し、技術支援を実施しているか</p> <p>⑤貯蔵中の使用済燃料や廃棄物を安全に管理するためにプルトニウム溶液や高レベル放射性廃液の固化・安定化処理を計画に沿って進めているか</p>	<p>【定性的観点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ガラス固化技術開発及び高度化への進捗状況(評価指標) 軽水炉MOX燃料等の再処理に向けた基盤技術開発の進捗状況(評価指標) 高速炉用MOX燃料製造技術開発成果の創出状況(評価指標) 再処理施設の廃止措置技術体系の確立に向けた取組の進捗状況(評価指標) 廃止措置計画の策定・申請状況(評価指標) 外部への成果発表状況(モニタリング指標) <p>【定性的観点】</p> <ul style="list-style-type: none"> 核燃料サイクル事業に対する技術支援状況(評価指標) 外部への成果発表状況(モニタリング指標) <p>【定性的観点】</p> <ul style="list-style-type: none"> 高レベル放射性廃液のガラス固化及びプルトニウム溶液のMOX粉末化による固化・安定化の実施状況(評価指標) 新規規制基準対応の実施状況(評価指標) 新規規制基準を踏まえた安全性向上対策の実施状況(評価指標) RETFの利活用に向けた取組の実施状況(評価指標) LWTFの整備状況(評価指標) <p>【定量的観点】</p> <ul style="list-style-type: none"> 高レベル放射性廃液の処理割合(評価指標) 高レベル放射性廃液のガラス固化処理本数(モニタリング指標) プルトニウム溶液の貯蔵量(モニタリング指標)

国立研究開発法人森林研究・整備機構第4期中長期目標 新旧対照表（案）

改 正 案	現 行
国立研究開発法人 <u>森林研究・整備機構</u> 中長期目標	国立研究開発法人 <u>森林総合研究所</u> 中長期目標
平成__年__月__日 農林水産省	平成28年3月1日 農林水産省
第1 政策体系における法人の位置付け及び役割	第1 政策体系における法人の位置付け及び役割
<p>1 我が国の森林及び林業施策の動向</p> <p>-----</p> <p>森林は、国土の保全、水源の涵養、地球温暖化防止等の多面的機能の発揮を通じて、国民が安心して安全に暮らせる社会の実現に大きな役割を果たしている。また、森林は、我が国が有する貴重な再生可能資源であり、木材等の林産物の供給源として地域の経済活動とも深く結びついている。こうした森林の恩恵を国民が将来にわたって永続的に享受するには、これを適正に整備し、保全することが重要である。</p> <p>我が国の林業は、人工林を中心として森林資源の充実が図られるとともに、総需要量に占める国産材利用量の割合が上昇傾向で推移するなど、一定の成果が得られたところであるが、森林所有者の経営意欲の低迷、国産材の流通構造の改革の遅れなど依然厳しい状況にある。</p> <p>このため、森林の有する多面的機能の発揮と林業の持続的かつ健全な発展という森林・林業基本法が掲げる基本理念を実現し、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図るため、平成28年5月に現行の森林・林業基本計画（以下「基本計画」という。）が策定された。基本計画に基づき、農林水産省では森林の整備及び保全を図りつつ、効率的かつ安定的な林業経営の育成、木材加工及び流通体制の整備、木材の利用拡大等に取り組んでいる。</p>	<p>1 我が国の森林及び林業施策の動向</p> <p>-----</p> <p>森林は、国土の保全、水源の涵養、地球温暖化防止等の多面的機能の発揮を通じて、国民が安心して安全に暮らせる社会の実現に大きな役割を果たしている。また、森林は、我が国が有する貴重な再生可能資源であり、木材等の林産物の供給源として地域の経済活動とも深く結びついている。こうした森林の恩恵を国民が将来にわたって永続的に享受するには、これを適正に整備し、保全することが重要である。</p> <p>我が国の林業は、人工林を中心として森林資源の充実が図られるとともに、総需要量に占める国産材利用量の割合が上昇傾向で推移するなど、一定の成果が得られたところであるが、森林所有者の経営意欲の低迷、国産材の流通構造の改革の遅れなど依然厳しい状況にある。</p> <p>このため、森林の有する多面的機能の発揮と林業の持続的かつ健全な発展という森林・林業基本法が掲げる基本理念を実現し、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図るため、平成23年7月に現行の森林・林業基本計画（以下「基本計画」という。）が策定された。基本計画に基づき、農林水産省では森林の整備及び保全を図りつつ、効率的かつ安定的な林業経営の育成、木材加工及び流通体制の整備、木材の利用拡大等に取り組んでいる。</p>

また、平成25年12月には「農林水産業・地域の活力創造プラン」（平成28年11月改訂（農林水産業・地域の活力創造本部決定））が策定され、林業の成長産業化の実現に向け、新たな木材需要の創出、国産材の安定供給体制の構築、適切な森林整備等を通じた森林の多面的機能の維持及び向上に取り組むこととされている。

さらに、平成27年6月には、『日本再興戦略』改訂2015（平成27年6月閣議決定）が策定され、国産材の普及拡大、木質バイオマスのエネルギー利用やマテリアル利用の推進及び低コストで効率的な木材の生産・供給システムを構築することとされている。

2 国立研究開発法人森林研究・整備機構の位置付け及び役割

国立研究開発法人森林研究・整備機構（以下「森林研究・整備機構」という。）の前身である国立研究開発法人森林総合研究所は、明治38年に改組創設された農商務省山林局林業試験所を母体とし、森林及び林業に関する総合的な研究等を通じ森林の保続培養を図り、林業技術の向上への寄与を目的に独立行政法人として、平成13年4月に設立された。その後、平成19年4月に独立行政法人林木育種センターと統合し、森林・林業・木材産業と林木育種に関する研究開発を実施する我が国最大の総合的な試験研究機関となった。また、平成20年4月から独立行政法人緑資源機構が実施していた水源林造成事業等を経過措置として承継し、平成27年4月からは森林保険業務が政府から移管された。

さらに、平成28年5月の「国立研究開発法人森林総合研究所法」の一部改正法の成立に伴い、その名称が「国立研究開発法人森林研究・整備機構法」と改称されることとされた。

研究開発業務については、森林・林業基本計画において、試験研究機関等との連携の強化を図り、森林・林業・木材産業が

また、平成25年12月には「農林水産業・地域の活力創造プラン」（平成26年6月改訂（農林水産業・地域の活力創造本部決定））が策定され、林業の成長産業化の実現に向け、新たな木材需要の創出、国産材の安定供給体制の構築、適切な森林整備等を通じた森林の多面的機能の維持及び向上に取り組むこととされている。

さらに、平成27年6月には、『日本再興戦略』改訂2015（平成27年6月閣議決定）が策定され、国産材の普及拡大、木質バイオマスのエネルギー利用やマテリアル利用の推進及び低コストで効率的な木材の生産・供給システムを構築することとされている。

2 国立研究開発法人森林総合研究所の位置付け及び役割

国立研究開発法人森林総合研究所（以下「研究所」という。）は、明治38年に改組創設された農商務省山林局林業試験所を母体とし、森林及び林業に関する総合的な研究等を通じ森林の保続培養を図り、林業技術の向上への寄与を目的に独立行政法人として、平成13年4月に設立された。その後、平成19年4月に独立行政法人林木育種センターと統合し、森林・林業・木材産業と林木育種に関する研究開発を実施する我が国最大の総合的な試験研究機関となった。また、平成20年4月から独立行政法人緑資源機構が実施していた水源林造成事業等を経過措置として承継し、平成27年4月からは森林保険業務が政府から研究所に移管された。

研究及び技術開発については、森林・林業基本計画において、試験研究機関等との連携の強化を図り、森林・林業・木材産業

抱える諸課題の解決のための研究及び技術開発を効率的かつ効果的に実施することとされている。

このため、森林研究・整備機構は、中長期的な視点に立ち、森林の多面的機能の持続的な発揮による循環型社会の形成、新たな木材需要の創出や国産材の安定供給体制の構築による林業の成長産業化、中山間地域での雇用創出及び東日本大震災の被災地の復興支援に貢献する研究開発の中核的な役割を担っている。また、林業の成長産業化や森林の多面的機能の持続的な発揮のためには、これを担う森林・林業分野の人材の育成や知の基盤強化による科学技術イノベーションの創出が不可欠であり、これらに貢献する必要がある。さらに、「第5期科学技術基本計画」(平成28年1月22日閣議決定)及び新たな「森林・林業基本計画」(平成28年5月24日閣議決定)等にも的確に対応しつつ、独立行政法人改革の趣旨を踏まえ、国立研究開発法人として研究開発成果の最大化を目的とするとともに、研究成果の「橋渡し」機能の役割を担うことが求められている。

水源林造成業務については、奥地水源地域であって所有者の自助努力等によっては適正な整備が見込めない森林等において、針広混交林等の森林造成を行い、間伐などの森林整備を適切に推進し、水源涵養機能等の公益的機能を高度に発揮させる

が抱える諸課題の解決のための研究及び技術開発を効率的かつ効果的に実施することとされている。

このため、研究所は、中長期的な視点に立ち、森林の多面的機能の持続的な発揮による循環型社会の形成、新たな木材需要の創出や国産材の安定供給体制の構築による林業の成長産業化、中山間地域での雇用創出及び東日本大震災の被災地の復興支援に貢献する研究開発の中核的な役割を担っている。また、林業の成長産業化や森林の多面的機能の持続的な発揮のためには、これを担う森林・林業分野の人材の育成や知の基盤強化による科学技術イノベーションの創出が不可欠であり、これらに貢献する必要がある。さらに、「第5期科学技術基本計画」(平成28年1月22日閣議決定)及び今後策定が予定されている新たな「森林・林業基本計画」等にも的確に対応しつつ、独立行政法人改革の趣旨を踏まえ、国立研究開発法人として研究開発成果の最大化を目的とするとともに、研究成果の「橋渡し」機能の役割を担うことが求められている。

森林保険は、「森林・林業基本計画」に基づいた災害による損失の合理的な補填等を行う施策として、火災、気象災及び噴火災による損害を補償する総合的な保険であり、森林所有者自らが災害に備える唯一のセーフティネット手段であるとともに、林業経営の安定と被災後の再造林の促進による森林の多面的機能の発揮のために必要不可欠なものである。

森林保険については、行政改革・特別会計改革の一環として政府から研究所に移管されたことを契機に、今後とも着実に推進するとともに、これまで以上に効率的・効果的な業務運営を行い、成長産業化を目指す林業の経営安定等に一層貢献することが求められる。

水源林造成事業については、奥地水源地域であって所有者の自助努力等によっては適正な整備が見込めない森林等において、針広混交林等の森林造成を行い、間伐などの森林整備を適切に推進し、水源涵養機能等の公益的機能を高度に発揮させる

とともに、「森林・林業基本計画」等に基づき、公的な関与による森林整備を促進するための施策として、研究開発業務との連携による相乗効果の一層の発揮を図りつつ、適切かつ着実に実施するものとする。

とともに、「森林・林業基本計画」等に基づき、公的な関与による森林整備を促進するための施策として、今後も着実な推進が求められている。

なお、「独立行政法人緑資源機構法を廃止する法律」（平成20年法律第8号）により独立行政法人緑資源機構から承継した水源林造成事業については、今後も研究所において、研究開発との相乗効果の発揮に向けて連携強化を図りつつ、適切かつ着実に実施するものとする。

森林保険業務については、「森林・林業基本計画」に基づいた災害による損失の合理的な補填等を行う施策として、火災、気象災及び噴火災による損害を補償する総合的な保険であり、森林所有者自らが災害に備える唯一のセーフティネット手段であるとともに、林業経営の安定と被災後の再造林の促進による森林の多面的機能の発揮のために必要不可欠なものである。

森林保険については、行政改革・特別会計改革の一環として政府から独立行政法人森林総合研究所(現森林研究・整備機構)に移管されたことを契機に、今後とも着実に推進するとともに、これまで以上に効率的・効果的な業務運営を行い、成長産業化を目指す林業の経営安定等に一層貢献することが求められる。

以上の取組を一体で実施することにより、我が国の森林の多面的機能の高度発揮と林業の成長産業化を推進し、次世代に向けた森林の保続培養に貢献する。

以上の取組を一体で実施することにより、我が国の森林の多面的機能の高度発揮と林業の成長産業化を推進し、次世代に向けた森林の保続培養に貢献する。

第2 中長期目標の期間

森林研究・整備機構の中長期目標の期間は、平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間とする。

第2 中長期目標の期間

研究所の中長期目標の期間は、平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間とする。

第3 研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項

第3 研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項

森林研究・整備機構が実施する研究開発業務、水源林造成業務等及び森林保険業務ごとに目標を設定する。さらに、研究開発業務においては、4つの重点課題をそれぞれ一定の事業等のまとまりとする。

研究所が実施する研究開発業務、森林保険業務及び水源林造成事業等ごとに目標を設定する。さらに、研究開発業務においては、4つの重点課題をそれぞれ一定の事業等のまとまりとする。

1 研究開発業務

1 研究開発業務

(1) 研究の重点課題

(1) 研究の重点課題

森林研究・整備機構は、「森林・林業基本計画」に対応し、森林・林業分野が直面する課題に的確かつ効率的に対処するため、研究課題の重点化を図り、課題の解決に当たる。

研究所は、「森林・林業基本計画」に対応し、森林・林業分野が直面する課題に的確かつ効率的に対処するため、研究課題の重点化を図り、課題の解決に当たる。

具体的には、以下に示すような重点研究課題としてまとめ、森林・林業を支える研究開発を推進する。

具体的には、以下に示すような重点研究課題としてまとめ、森林・林業を支える研究開発を推進する。

- ア 森林の多面的機能の高度発揮に向けた森林管理技術の開発
- イ 国産材の安定供給に向けた持続的林業システムの開発
- ウ 木材及び木質資源の利用技術の開発
- エ 森林生物の利用技術の高度化と林木育種による多様な品種開発及び育種基盤技術の強化

- ア 森林の多面的機能の高度発揮に向けた森林管理技術の開発
- イ 国産材の安定供給に向けた持続的林業システムの開発
- ウ 木材及び木質資源の利用技術の開発
- エ 森林生物の利用技術の高度化と林木育種による多様な品種開発及び育種基盤技術の強化

これらの研究開発等については、国の施策、地域の特性、林業関係者及び国民のニーズ等を踏まえ、基礎から応用、実証、普及までを一元的に研究開発を行う我が国唯一の総合的研究機関としてのリーダーシップを発揮しつつ、国や関係機関と連携を図り、研究開発成果の最大化に取り組むものとする。

これらの研究開発等については、国の施策、地域の特性、林業関係者及び国民のニーズ等を踏まえ、基礎から応用、実証、普及までを一元的に研究開発を行う我が国唯一の総合的研究機関としてのリーダーシップを発揮しつつ、国や関係機関と連携を図り、研究開発成果の最大化に取り組むものとする。

その際、研究者の独創的な発想に基づく目的基礎研究については、国内外の最新の研究動向も踏まえ、問題の解決を見据えて戦略的に実施し、森林の利用と保全に資する革新的な技術シーズの創出を目指す。

その際、研究者の独創的な発想に基づく目的基礎研究については、国内外の最新の研究動向も踏まえ、問題の解決を見据えて戦略的に実施し、森林の利用と保全に資する革新的な技術シーズの創出を目指す。

重点課題アからエまでの方針は以下のとおりとする。

重点課題アからエまでの方針は以下のとおりとする。

ア 森林の多面的機能の高度発揮に向けた森林管理技術の開発

(ア) 森林生態系を活用した治山技術の高度化と防災・減災技術の開発

極端気象に伴う山地災害、森林気象の激甚化に対し、事前防災対策としての山地災害対策の強化と、適切な森林整備を通じた森林の国土保全機能や水源涵養機能の高度発揮が必要とされている。また、東日本大震災の被災地での林業・木材産業の復興、海岸防災林の着実な復旧・再生の推進が求められている。

このため、山地災害の発生リスク予測手法を高度化するとともに、森林の山地災害防止機能と水源涵養機能、海岸林の防災機能の変動評価、森林の気象害リスクの評価手法等を開発する。更に、森林における放射性セシウムの分布と動態の長期的モニタリングによる予測モデルを開発する【優先度：高】。これらの目標を本中長期目標期間終了時まで達成する。

なお、これらの成果を速やかに災害及び被害対策の現場に活用する体制を整備し、行政機関、大学、研究機関、関係団体及び民間企業等と連携しつつ、研究開発成果を活用した指針等の作成等を通じて森林生態系の機能を活用した緑の国土強靱化、被災地の復興への支援を図る。

【優先度：高】：東京電力福島第一原子力発電所の事故の影響を受けた地域の森林・林業の復興に向けて、森林の放射能汚染の状況と将来予測を示す必要があるため。

(イ) 気候変動の影響評価技術の高度化と適応・緩和技術の開発

気候変動を緩和するために温室効果ガス排出量を削減する緩和策の実施、平成27年8月に策定された「農林水産省気候変動適応計画」における気候変動が将来の森林・林業分野に及ぼす

ア 森林の多面的機能の高度発揮に向けた森林管理技術の開発

(ア) 森林生態系を活用した治山技術の高度化と防災・減災技術の開発

極端気象に伴う山地災害、森林気象の激甚化に対し、事前防災対策としての山地災害対策の強化と、適切な森林整備を通じた森林の国土保全機能や水源涵養機能の高度発揮が必要とされている。また、東日本大震災の被災地での林業・木材産業の復興、海岸防災林の着実な復旧・再生の推進が求められている。

このため、山地災害の発生リスク予測手法を高度化するとともに、森林の山地災害防止機能と水源涵養機能、海岸林の防災機能の変動評価、森林の気象害リスクの評価手法等を開発する。更に、森林における放射性セシウムの分布と動態の長期的モニタリングによる予測モデルを開発する【優先度：高】。これらの目標を本中長期目標期間終了時まで達成する。

なお、これらの成果を速やかに災害及び被害対策の現場に活用する体制を整備し、行政機関、大学、研究機関、関係団体及び民間企業等と連携しつつ、研究開発成果を活用した指針等の作成等を通じて森林生態系の機能を活用した緑の国土強靱化、被災地の復興への支援を図る。

【優先度：高】：東京電力福島第一原子力発電所の事故の影響を受けた地域の森林・林業の復興に向けて、森林の放射能汚染の状況と将来予測を示す必要があるため。

(イ) 気候変動の影響評価技術の高度化と適応・緩和技術の開発

気候変動を緩和するために温室効果ガス排出量を削減する緩和策の実施、平成27年8月に策定された「農林水産省気候変動適応計画」における気候変動が将来の森林・林業分野に及ぼす

影響のより確度の高い予測と評価に基づく森林の持続可能な管理経営のための適応策が求められている。

このため、森林の動態やCO₂フラックス（二酸化炭素交換量）等の長期観測データを活用し、気候変動がもたらす樹木や森林への影響を解明して予測する【優先度：高】。また、科学的知見に基づいた適応・緩和策及びREDDプラス（途上国における森林減少と森林劣化に由来する排出の削減、森林保全、持続可能な森林管理及び森林炭素蓄積の増強）の実施に向けた技術の開発を行う。これらの目標を本中長期目標期間終了時まで達成する。

なお、これらの成果に基づき将来提示することとなる適応・緩和策により、「農林水産省気候変動適応計画」の推進と森林の持続可能な管理経営の実現に貢献するとともに、国際的な協調の下で研究を推進し、国際的にも貢献する。

【優先度：高】：環境省中央環境審議会が平成27年3月に出した報告書「日本における気候変動による影響に関する報告書」によると、気候変動による森林生態系への影響は、重大かつ緊急性が高いと評価されているため。

(ウ) 生物多様性の保全等に配慮した森林管理技術の開発

森林生態系は野生生物や遺伝子の多様性の保全を始め様々な機能を有している。その機能を最大限に発揮させるため、社会的ニーズや立地条件等に応じて、林分を適切に配置していく必要がある。

このため、生物多様性の保全等森林の多面的機能を定量的に評価し、生物多様性の保全等の機能が高い森林へ誘導するための森林管理技術の開発を行う。さらに、生態学的情報を活用した環境低負荷型の総合防除技術を高度化する。これらの目標を本中長期目標期間終了時まで達成する。

なお、これらの成果を森林所有者等に普及する体制を整備し、

影響のより確度の高い予測と評価に基づく森林の持続可能な管理経営のための適応策が求められている。

このため、森林の動態やCO₂フラックス（二酸化炭素交換量）等の長期観測データを活用し、気候変動がもたらす樹木や森林への影響を解明して予測する【優先度：高】。また、科学的知見に基づいた適応・緩和策及びREDDプラス（途上国における森林減少と森林劣化に由来する排出の削減、森林保全、持続可能な森林管理及び森林炭素蓄積の増強）の実施に向けた技術の開発を行う。これらの目標を本中長期目標期間終了時まで達成する。

なお、これらの成果に基づき将来提示することとなる適応・緩和策により、「農林水産省気候変動適応計画」の推進と森林の持続可能な管理経営の実現に貢献するとともに、国際的な協調の下で研究を推進し、国際的にも貢献する。

【優先度：高】：環境省中央環境審議会が平成27年3月に出した報告書「日本における気候変動による影響に関する報告書」によると、気候変動による森林生態系への影響は、重大かつ緊急性が高いと評価されているため。

(ウ) 生物多様性の保全等に配慮した森林管理技術の開発

森林生態系は野生生物や遺伝子の多様性の保全を始め様々な機能を有している。その機能を最大限に発揮させるため、社会的ニーズや立地条件等に応じて、林分を適切に配置していく必要がある。

このため、生物多様性の保全等森林の多面的機能を定量的に評価し、生物多様性の保全等の機能が高い森林へ誘導するための森林管理技術の開発を行う。さらに、生態学的情報を活用した環境低負荷型の総合防除技術を高度化する。これらの目標を本中長期目標期間終了時まで達成する。

なお、これらの成果を森林所有者等に普及する体制を整備し、

生物多様性の保全等に配慮した施業指針を提供するとともに、生物害防除技術の普及を図る。

イ 国産材の安定供給に向けた持続的林業システムの開発

(ア) 持続的かつ効率的な森林施業及び林業生産技術の開発

利用期を迎えた人工林などの森林資源の保続性を確保しつつ、国産材の供給力を高めるため、ニーズに応じた木材を供給できる多様な森林の施業技術や木材生産技術の確立が求められている。

このため、造林コスト縮減等による低コスト林業の実現に向け、地域特性及び多様な生産目標に対応した森林施業技術及び木材生産技術を開発する。また、そのために必要な森林情報の計測評価技術、先端的な計測技術や情報処理技術を導入した先導的な林業生産システムを開発する【重要度：高】。これらの目標を本中長期目標期間終了時まで達成する。

なお、森林所有者等が適切な技術や手法を選択するための情報やツールが簡易に入手できるよう提供方法を工夫するなど研究開発成果が速やかに林業の現場に活用されるよう、成果の普及に努める。

【重要度：高】：林業の成長産業化を実現するためには、これまでの技術や作業工程を見直し、効率的な林業システムを開発することが重要であるため。

(イ) 多様な森林資源の活用に対応した木材供給システムの開発

木材のマテリアル利用及び木質バイオマスのエネルギー利用における新たな需要創出によって期待される国産材の利用拡大と広域化等に対応して、地域における多様な森林資源の有効活用及び木材・木質原料の安定供給が求められている。

生物多様性の保全等に配慮した施業指針を提供するとともに、生物害防除技術の普及を図る。

イ 国産材の安定供給に向けた持続的林業システムの開発

(ア) 持続的かつ効率的な森林施業及び林業生産技術の開発

利用期を迎えた人工林などの森林資源の保続性を確保しつつ、国産材の供給力を高めるため、ニーズに応じた木材を供給できる多様な森林の施業技術や木材生産技術の確立が求められている。

このため、造林コスト縮減等による低コスト林業の実現に向け、地域特性及び多様な生産目標に対応した森林施業技術及び木材生産技術を開発する。また、そのために必要な森林情報の計測評価技術、先端的な計測技術や情報処理技術を導入した先導的な林業生産システムを開発する【重要度：高】。これらの目標を本中長期目標期間終了時まで達成する。

なお、森林所有者等が適切な技術や手法を選択するための情報やツールが簡易に入手できるよう提供方法を工夫するなど研究開発成果が速やかに林業の現場に活用されるよう、成果の普及に努める。

【重要度：高】：林業の成長産業化を実現するためには、これまでの技術や作業工程を見直し、効率的な林業システムを開発することが重要であるため。

(イ) 多様な森林資源の活用に対応した木材供給システムの開発

木材のマテリアル利用及び木質バイオマスのエネルギー利用における新たな需要創出によって期待される国産材の利用拡大と広域化等に対応して、地域における多様な森林資源の有効活用及び木材・木質原料の安定供給が求められている。

このため、木材の需要動向等を踏まえ、地域特性と用途に応じた木材・木質原料の安定供給及び持続的な林業経営を見据えた対策を提示する。また、木質バイオマスをを用いた地域におけるエネルギー変換利用システムを開発する。これらの目標を本中長期目標期間終了時まで達成する。

なお、上記システムの実用化や社会実装に向け、行政機関、大学、研究機関、関係団体、民間企業等と連携して実証を行い、地域の産業と雇用創出に貢献する。

ウ 木材及び木質資源の利用技術の開発

(ア) 資源状況及びニーズに対応した木材の利用技術の開発及び高度化

森林資源の循環利用による低炭素社会の実現や林業の成長産業化に向けて、一般消費者のニーズに対応した国産材の需要拡大、大径材及び早生樹を始めとする国産広葉樹等の利用拡大が求められている。

このため、大径材や早生樹等の品質及び特性評価技術並びに効率的な製材技術を開発し、人工乾燥技術の高度化を進める。また、CLT（直交集成板）等木質材料の効率的な製造技術及び強度性能評価手法、建築・土木分野における構造体への木質材料利用技術、防耐火等の信頼性向上技術及びその性能評価手法を開発する【重要度：高】。さらに、木質空間の快適性に関する評価手法を高度化する。これらの目標を本中長期目標期間終了時まで達成する。

なお、これらの課題について、行政機関、大学、研究機関、関係団体、民間企業等と連携して実証を行い速やかな実用化を図るとともに、得られた成果は規格・基準の作成等の行政施策へ反映する。

このため、木材の需要動向等を踏まえ、地域特性と用途に応じた木材・木質原料の安定供給及び持続的な林業経営を見据えた対策を提示する。また、木質バイオマスをを用いた地域におけるエネルギー変換利用システムを開発する。これらの目標を本中長期目標期間終了時まで達成する。

なお、上記システムの実用化や社会実装に向け、行政機関、大学、研究機関、関係団体、民間企業等と連携して実証を行い、地域の産業と雇用創出に貢献する。

ウ 木材及び木質資源の利用技術の開発

(ア) 資源状況及びニーズに対応した木材の利用技術の開発及び高度化

森林資源の循環利用による低炭素社会の実現や林業の成長産業化に向けて、一般消費者のニーズに対応した国産材の需要拡大、大径材及び早生樹を始めとする国産広葉樹等の利用拡大が求められている。

このため、大径材や早生樹等の品質及び特性評価技術並びに効率的な製材技術を開発し、人工乾燥技術の高度化を進める。また、CLT（直交集成板）等木質材料の効率的な製造技術及び強度性能評価手法、建築・土木分野における構造体への木質材料利用技術、防耐火等の信頼性向上技術及びその性能評価手法を開発する【重要度：高】。さらに、木質空間の快適性に関する評価手法を高度化する。これらの目標を本中長期目標期間終了時まで達成する。

なお、これらの課題について、行政機関、大学、研究機関、関係団体、民間企業等と連携して実証を行い速やかな実用化を図るとともに、得られた成果は規格・基準の作成等の行政施策へ反映する。

【重要度：高】：林業の成長産業化を実現するためには、建築・土木分野における構造体としての利用拡大や木材の信頼性を向上させることが極めて重要であるため。

(イ) 未利用木質資源の有用物質への変換及び利用技術の開発

間伐等由来の未利用木質資源を有効利用し、森林資源を持続的に活用して新たな需要創出につなげることが求められている。

このため、セルロースナノファイバー、機能性リグニン及び機能性抽出成分等の木材成分の特徴を活かした高機能・高付加価値材料の製造並びに利用技術を開発する【難易度：高】。これらの目標を本中長期目標期間終了時まで達成する。

なお、本課題では、民間企業等を含む研究コンソーシアムを構築して研究を推進し、新素材の製造技術及び利用技術の実用化、社会での実用化の加速化を図る。

【難易度：高】：木質バイオマスから各有用成分を取り出し、各成分から高機能で高付加価値を有する材料を開発するためには、コスト面や技術面での多くの障害をクリアする必要があるため。

エ 森林生物の利用技術の高度化と林木育種による多様な品種開発及び育種基盤技術の強化

(ア) 生物機能の解明による森林資源の新たな有効活用技術の高度化

地球規模の気候変動や土壌荒廃等の環境問題が森林生態系に影響を及ぼし、森林資源の持続的利用が危惧される中、樹木、きのこ及び微生物が有する生物機能を解明し新たに有効活用する技術の高度化が求められている。

このため、分子生物学を始めとする先端技術を活用し、樹木

【重要度：高】：林業の成長産業化を実現するためには、建築・土木分野における構造体としての利用拡大や木材の信頼性を向上させることが極めて重要であるため。

(イ) 未利用木質資源の有用物質への変換及び利用技術の開発

間伐等由来の未利用木質資源を有効利用し、森林資源を持続的に活用して新たな需要創出につなげることが求められている。

このため、セルロースナノファイバー、機能性リグニン及び機能性抽出成分等の木材成分の特徴を活かした高機能・高付加価値材料の製造並びに利用技術を開発する【難易度：高】。これらの目標を本中長期目標期間終了時まで達成する。

なお、本課題では、民間企業等を含む研究コンソーシアムを構築して研究を推進し、新素材の製造技術及び利用技術の実用化、社会での実用化の加速化を図る。

【難易度：高】：木質バイオマスから各有用成分を取り出し、各成分から高機能で高付加価値を有する材料を開発するためには、コスト面や技術面での多くの障害をクリアする必要があるため。

エ 森林生物の利用技術の高度化と林木育種による多様な品種開発及び育種基盤技術の強化

(ア) 生物機能の解明による森林資源の新たな有効活用技術の高度化

地球規模の気候変動や土壌荒廃等の環境問題が森林生態系に影響を及ぼし、森林資源の持続的利用が危惧される中、樹木、きのこ及び微生物が有する生物機能を解明し新たに有効活用する技術の高度化が求められている。

このため、分子生物学を始めとする先端技術を活用し、樹木

等のストレス耐性や代謝産物に関する分子基盤を解明するとともに、その機能性を利用した環境保全技術、花粉発生源対策に資する不稔性遺伝子等の遺伝子利用技術、高機能かつ安全なきのこ生産技術【難易度：高】等を開発する。これらの目標を本中長期目標期間終了時まで達成する。

なお、遺伝子ゲノム情報のデータベースを公開し広く情報発信するとともに、行政機関、大学、研究機関、関係団体及び民間企業等と連携しながら、国内外において生物機能の有効活用による森林資源の保全及び林産物の生産性の向上へ貢献する。

【難易度：高】：高級菌根性きのこの栽培は、これまで確実に栽培に成功した事例がないため。

(イ) 多様な優良品種等の開発と育種基盤技術の強化

地球温暖化防止、林業の成長産業化、花粉発生源対策等の重要施策の推進に貢献する優れた品種の開発とその早期普及が求められている。また、優良品種の早期開発に資する高速育種技術、林木遺伝資源の有効利用技術及びバイオテクノロジーの高度化等の技術開発が重要となっている。

このため、エリートツリー（第2世代以降の精英樹）や少花粉等の社会ニーズに対応した優良品種の開発及びゲノム情報を活用した高速育種等の育種技術を開発する【重要度：高】。また、トレーサビリティの確保等による優良品種等の適正かつ早期の普及技術、新たな需要が期待できる早生樹等の林木遺伝資源の収集、評価及び保存技術、遺伝子組換え等林木育種におけるバイオテクノロジー技術を開発する。さらに、国際的な技術協力や共同研究を通じた林木育種技術を開発する。これらの目標を本中長期目標期間終了時まで達成する。

なお、都道府県等に対し優良品種等の種苗の配布や採種園等の造成・改良に関する技術指導等を行うとともに、開発品種の特性に関する情報提供を行い、開発した優良品種等の早期普及

等のストレス耐性や代謝産物に関する分子基盤を解明するとともに、その機能性を利用した環境保全技術、花粉発生源対策に資する不稔性遺伝子等の遺伝子利用技術、高機能かつ安全なきのこ生産技術【難易度：高】等を開発する。これらの目標を本中長期目標期間終了時まで達成する。

なお、遺伝子ゲノム情報のデータベースを公開し広く情報発信するとともに、行政機関、大学、研究機関、関係団体及び民間企業等と連携しながら、国内外において生物機能の有効活用による森林資源の保全及び林産物の生産性の向上へ貢献する。

【難易度：高】：高級菌根性きのこの栽培は、これまで確実に栽培に成功した事例がないため。

(イ) 多様な優良品種等の開発と育種基盤技術の強化

地球温暖化防止、林業の成長産業化、花粉発生源対策等の重要施策の推進に貢献する優れた品種の開発とその早期普及が求められている。また、優良品種の早期開発に資する高速育種技術、林木遺伝資源の有効利用技術及びバイオテクノロジーの高度化等の技術開発が重要となっている。

このため、エリートツリー（第2世代以降の精英樹）や少花粉等の社会ニーズに対応した優良品種の開発及びゲノム情報を活用した高速育種等の育種技術を開発する【重要度：高】。また、トレーサビリティの確保等による優良品種等の適正かつ早期の普及技術、新たな需要が期待できる早生樹等の林木遺伝資源の収集、評価及び保存技術、遺伝子組換え等林木育種におけるバイオテクノロジー技術を開発する。さらに、国際的な技術協力や共同研究を通じた林木育種技術を開発する。これらの目標を本中長期目標期間終了時まで達成する。

なお、都道府県等に対し優良品種等の種苗の配布や採種園等の造成・改良に関する技術指導等を行うとともに、開発品種の特性に関する情報提供を行い、開発した優良品種等の早期普及

を図る。

【重要度：高】：エリートツリーの開発及び少花粉スギ等の優良品種の開発は、森林吸収源対策、花粉発生源対策として国民経済的にも極めて重要であるため。

(2) 長期的な基盤情報の収集、保存、評価並びに種苗の生産及び配布

国立研究開発法人として長期的な視点に基づき継続して実施する必要がある林木等遺伝資源の収集、保存、特性調査及び配布並びに種苗等の生産及び配布、森林の成長や水流出等の長期モニタリング等を実施する。

(3) 研究開発成果の最大化に向けた取組

ア 「橋渡し」機能の強化

国内外における森林・林業・木材産業に対する社会ニーズ及び科学技術の動向を踏まえ、研究シーズの創出から事業ベースの実証研究に至るまで、ニーズに合致する最適な研究成果を森林・林業・木材産業の担い手や関連企業等において活用されるよう実施体制を整備しつつ、以下の取組により「橋渡し」機能を強化する。

(ア) 産学官連携、協力の強化

研究開発成果の実用化に向けて、森林研究・整備機構が中核となり、民間企業や関係団体等との積極的な交流による的確なニーズの把握、大学や他の研究機関との連携・協力の強化により、研究開発成果の橋渡しを図る。

(イ) 研究開発のハブ機能の強化

地域のニーズや課題に対応するため、森林研究・整備機構は

を図る。

【重要度：高】：エリートツリーの開発及び少花粉スギ等の優良品種の開発は、森林吸収源対策、花粉発生源対策として国民経済的にも極めて重要であるため。

(2) 長期的な基盤情報の収集、保存、評価並びに種苗の生産及び配布

国立研究開発法人として長期的な視点に基づき継続して実施する必要がある林木等遺伝資源の収集、保存、特性調査及び配布並びに種苗等の生産及び配布、森林の成長や水流出等の長期モニタリング等を実施する。

(3) 研究開発成果の最大化に向けた取組

ア 「橋渡し」機能の強化

国内外における森林・林業・木材産業に対する社会ニーズ及び科学技術の動向を踏まえ、研究シーズの創出から事業ベースの実証研究に至るまで、ニーズに合致する最適な研究成果を森林・林業・木材産業の担い手や関連企業等において活用されるよう実施体制を整備しつつ、以下の取組により「橋渡し」機能を強化する。

(ア) 産学官連携、協力の強化

研究開発成果の実用化に向けて、研究所が中核となり、民間企業や関係団体等との積極的な交流による的確なニーズの把握、大学や他の研究機関との連携・協力の強化により、研究開発成果の橋渡しを図る。

(イ) 研究開発のハブ機能の強化

地域のニーズや課題に対応するため、研究所本所、支所等は

研究開発業務の一環として地方の関係機関とのハブとなり、研究推進の拠点としての研究体制の充実を図る。また、水源林造成業務による地域のネットワークも活用しつつ、地域との連携・協力の強化による研究開発成果の橋渡しを図る。

その際、必要な研究情報や技術的ノウハウ等の相互共有や林木育種技術指導について、地方の行政機関、研究機関、大学、NPO、関係団体、民間企業等との連携強化を図る。

さらに、国際的な協調、連携の下で推進すべき研究課題については、海外の研究機関、国際機関等と連携し、地球規模の課題等に対する国際貢献等を図る。

イ 研究開発成果等の社会還元

講師の派遣、講習会の開催、指導・助言等を通じて問題解決に向けた研究開発成果等の発信に努めるとともに、木材等の鑑定や各種分析、調査依頼に応じ、森林研究・整備機構が有する高度な専門知識を社会に還元する。

また、研究開発成果の公表については、国内外の学会発表や学術論文等により速やかな公表に努める。

ウ 研究課題の評価、資源配分及びP D C Aサイクルの強化

森林研究・整備機構は、研究開発における役割を遂行するに当たり、限られた予算、人員等を有効に活用し最大限の成果を得ることが重要である。

このため、厳格な評価を行い、予算・人員等の資源を的確に配分するシステムを構築するなどP D C Aサイクルを強化し運用する。

なお、当該評価は、別途定める評価軸及び指標等に基づき行う。

地方の関係機関とのハブとなり、研究推進の拠点としての研究体制の充実を図る。また、水源林造成事業による地域のネットワークも活用しつつ、地域との連携・協力の強化による研究開発成果の橋渡しを図る。

その際、必要な研究情報や技術的ノウハウ等の相互共有や林木育種技術指導について、地方の行政機関、研究機関、大学、NPO、関係団体、民間企業等との連携強化を図る。

さらに、国際的な協調、連携の下で推進すべき研究課題については、海外の研究機関、国際機関等と連携し、地球規模の課題等に対する国際貢献等を図る。

イ 研究開発成果等の社会還元

講師の派遣、講習会の開催、指導・助言等を通じて問題解決に向けた研究開発成果等の発信に努めるとともに、木材等の鑑定や各種分析、調査依頼に応じ、研究所が有する高度な専門知識を社会に還元する。

また、研究開発成果の公表については、国内外の学会発表や学術論文等により速やかな公表に努める。

ウ 研究課題の評価、資源配分及びP D C Aサイクルの強化

研究所は、研究開発における役割を遂行するに当たり、限られた予算、人員等を有効に活用し最大限の成果を得ることが重要である。

このため、厳格な評価を行い、予算・人員等の資源を的確に配分するシステムを構築するなどP D C Aサイクルを強化し運用する。

なお、当該評価は、別途定める評価軸及び指標等に基づき行う。

また、研究課題の評価については、別途定める評価軸及び指標等に基づき外部有識者等の意見も踏まえ、自ら厳格に実施するとともに、評価結果に基づき、研究の進捗状況、社会情勢の変化等に応じて、必要な見直しを行う。

また、研究課題の評価については、別途定める評価軸及び指標等に基づき外部有識者等の意見も踏まえ、自ら厳格に実施するとともに、評価結果に基づき、研究の進捗状況、社会情勢の変化等に応じて、必要な見直しを行う。

2 森林保険業務

(1) 被保険者へのサービスの向上

森林保険契約の引受けや保険金の支払い等について、必要な人材の確保、各種手続の効率化、業務委託等の業務実施体制の強化や迅速な保険金の支払い等の取組を推進し、被保険者へのサービスの向上を図る。

なお、国の災害査定が、災害発生から2～3ヶ月以内としていることを参考に、保険金の支払いの迅速化に向けた取組の目安として、損害実地調査については、林道崩壊や積雪等により調査が困難な場合、枯死判定に経過観察のため一定の期間が必要な場合など、損害実地調査終了までに時間を要する要因がない場合は、基本的に損害発生通知書を受理してから調査終了までを3ヶ月以内とする。

(2) 加入促進

災害によって林業の再生産が阻害されることを防止するとともに、林業経営の安定と森林の多面的機能の維持及び向上を図るため、森林保険の加入促進に向けた取組を推進する。

なお、その際の目安として、基本的に下記の基準を満たすこととする。

① ホームページや広報誌の発行等を通じ、森林所有者や森林経営計画作成者等に森林保険の概要や最新情報等を分かりやすく配信する。

- ② 関係諸機関と連携し、各都道府県、市町村、森林組合等を対象に、パンフレットやポスター等を幅広く配布・設置する(3,000箇所以上設置)。
- ③ 関係諸機関と連携し、少なくとも3年に1度は各都道府県で1回ずつ開催することを念頭に、都道府県、市町村及び大規模森林所有者向けの説明会等を全国的に行うなど効果的な普及活動を実施する(年15回以上実施)。
- ④ 森林所有者との窓口である森林組合系統を対象に、自然災害の発生傾向などの地域的特徴を考慮して全国を複数のブロックに分けて、森林保険業務の能力向上を図る研修等を全国的に実施し、森林所有者に対し適切なサービスの提供を促進する(年6回以上実施)。

(3) 引受条件

近年の自然災害の発生傾向、木材価格等の林業を取り巻く情勢等を踏まえつつ、保険運営の安定性の確保、被保険者へのサービスの向上の観点から、適宜引受条件の見直しを行う。

(4) 内部ガバナンスの高度化

金融業務の特性を踏まえた財務の健全性及び適正な業務運営の確保のため、外部有識者等により構成される統合的なリスク管理のための委員会を開催し、森林保険業務の財務状況やリスク管理状況を専門的に点検する。

2 水源林造成業務等

(1) 水源林造成業務の推進

本業務は、水源林の造成により、水源涵養機能の強化はもとより、土砂流出・崩壊の防止、二酸化炭素の吸収による地球温暖化防止等の森林の有する公益的機能の持続的発揮に資するものであることから、以下の目標の達成に向け、確実な事業実施を図る。

3 水源林造成事業等

(1) 水源林造成事業の推進

本事業は、水源林の造成により、水源涵養機能の強化はもとより、土砂流出・崩壊の防止、二酸化炭素の吸収による地球温暖化防止等の森林の有する公益的機能の持続的発揮に資するものであることから、以下の目標の達成に向け、確実な事業実施を図る。

<p>ア 事業の重点化</p>	<p>ア 事業の重点化</p>
<p>効果的な事業推進の観点から、<u>事業の新規実施</u>については、水源涵養機能の強化を図る重要性の高い流域内の箇所限定する。(重点化率100%、第3期中期目標期間実績：重点化率100%)</p>	<p>効果的な事業推進の観点から、<u>新規契約</u>については、水源涵養機能の強化を図る重要性の高い流域内の箇所限定する。(重点化率100%、第3期中期目標期間実績：重点化率100%)</p>
<p>イ 事業の実施手法の高度化のための措置</p>	<p>イ 事業の実施手法の高度化のための措置</p>
<p>(ア) <u>新規の分収林契約</u>については、水源涵養機能等の森林の有する公益的機能をより持続的かつ高度に発揮させるとともに、コスト縮減を図るため、広葉樹等の現地植生を活かした長伐期で、かつ、主伐時の伐採面積を縮小、分散化する契約に限定する。</p> <p>また、既契約分については、長伐期施業や複層林施業に施業方法を見直す等により、事業実施手法の高度化を図る。</p>	<p>(ア) <u>新規契約</u>については、水源涵養機能等の森林の有する公益的機能をより持続的かつ高度に発揮させるとともに、コスト縮減を図るため、広葉樹等の現地植生を活かした長伐期で、かつ、主伐時の伐採面積を縮小、分散化する契約に限定する。</p> <p>また、既契約分については、長伐期施業や複層林施業に施業方法を見直す等により、事業実施手法の高度化を図る。</p>
<p>(イ) 事業実施過程の透明性の確保を図りつつ、事業の効果的・効率的な実施に努める。</p>	<p>(イ) 事業実施過程の透明性の確保を図りつつ、事業の効果的・効率的な実施に努める。</p>
<p>(ウ) 地球温暖化防止や循環型社会の形成はもとより、林業の成長産業化等にも資する観点から、搬出間伐を推進するとともに、間伐材を含む木材の有効利用を推進する。</p>	<p>(ウ) 地球温暖化防止や循環型社会の形成はもとより、林業の成長産業化等にも資する観点から、搬出間伐を推進するとともに、間伐材を含む木材の有効利用を推進する。</p>
<p>(2) その他完了した事業の評価及び債権債務の管理</p>	<p>(2) その他完了した事業の評価及び債権債務の管理</p>
<p>ア 特定中山間保全整備事業等の事業実施完了後の評価に関する業務</p>	<p>ア 特定中山間保全整備事業等の事業実施完了後の評価に関する業務</p>
<p>特定中山間保全整備事業及び農用地総合整備事業の完了後の評価を確実に行う。</p>	<p>特定中山間保全整備事業及び農用地総合整備事業の完了後の評価を確実に行う。</p>
<p>イ 債権債務管理に関する業務</p>	<p>イ 債権債務管理に関する業務</p>

林道の開設又は改良事業及び特定中山間保全整備事業等の負担金等に係る債権債務並びにN T T - A資金に係る債権債務について、徴収及び償還の業務を確実に行う。

林道の開設又は改良事業及び特定中山間保全整備事業等の負担金等に係る債権債務並びにN T T - A資金に係る債権債務について、徴収及び償還の業務を確実に行う。

3 森林保険業務

(1) 被保険者へのサービスの向上

森林保険契約の引受けや保険金の支払い等について、必要な人材の確保、各種手続の効率化、業務委託等の業務実施体制の強化や迅速な保険金の支払い等の取組を推進し、被保険者へのサービスの向上を図る。

なお、国の災害査定が、災害発生から2～3ヶ月以内としていることを参考に、保険金の支払いの迅速化に向けた取組の目安として、損害実地調査については、林道崩壊や積雪等により調査が困難な場合、枯死判定に経過観察のため一定の期間が必要な場合など、損害実地調査終了までに時間を要する要因がない場合は、基本的に損害発生通知書を受理してから調査終了までを3ヶ月以内とする。

(2) 加入促進

災害によって林業の再生産が阻害されることを防止するとともに、林業経営の安定と森林の多面的機能の維持及び向上を図るため、森林保険の加入促進に向けた取組を推進する。

なお、その際の目安として、基本的に下記の基準を満たすこととする。

- ① ホームページや広報誌の発行等を通じ、森林所有者や森林経営計画作成者等に森林保険の概要や最新情報等を分かりやすく配信する。
- ② 関係諸機関と連携し、各都道府県、市町村、森林組合等を

対象に、パンフレットやポスター等を幅広く配布・設置する(3,000箇所以上設置)。

③ 関係諸機関と連携し、少なくとも3年に1度は各都道府県で1回ずつ開催することを念頭に、都道府県、市町村及び大規模森林所有者向けの説明会等を全国的に行うなど効果的な普及活動を実施する(年15回以上実施)。

④ 森林所有者との窓口である森林組合系統を対象に、自然災害の発生傾向などの地域的特徴を考慮して全国を複数のブロックに分けて、森林保険業務の能力向上を図る研修等を全国的に実施し、森林所有者に対し適切なサービスの提供を促進する(年6回以上実施)。

(3) 引受条件

近年の自然災害の発生傾向、木材価格等の林業を取り巻く情勢等を踏まえつつ、保険運営の安定性の確保、被保険者へのサービスの向上の観点から、適宜引受条件の見直しを行う。

(4) 内部ガバナンスの高度化

金融業務の特性を踏まえた財務の健全性及び適正な業務運営の確保のため、外部有識者等により構成される統合的なリスク管理のための委員会を開催し、森林保険業務の財務状況やリスク管理状況を専門的に点検する。

第4 業務運営の効率化に関する事項

第4 業務運営の効率化に関する事項

1 一般管理費等の節減

1 一般管理費等の節減

(1) 研究開発業務

(1) 研究開発業務

運営費交付金を充当して行う事業について、業務の見直し及び効率化を進め、一般管理費については毎年度平均で少なくとも対前年度比3%の抑制、業務経費については毎年度平均で少

運営費交付金を充当して行う事業について、業務の見直し及び効率化を進め、一般管理費については毎年度平均で少なくとも対前年度比3%の抑制、業務経費については毎年度平均で少

なくとも対前年度比1%の抑制を行うことを目標とする。

なくとも対前年度比1%の抑制を行うことを目標とする。

(2) 森林保険業務

森林保険業務は、政府の運営費交付金を充当することなく、保険契約者から支払われる保険料のみを原資として運営するものであり、一般管理費等の支出の大きさが保険料に直接的に影響することを踏まえ、支出に当たっては、費用対効果を十分検討することなどによりコスト意識を徹底し、効率的な業務運営を図り、将来的な一般管理費等のスリム化につなげ、一般管理費（公租公課、事務所借料等の所要額計上を必要とする経費を除く。）については、毎年度平均で少なくとも対前年度比3%の抑制を行うことを目標とする。

なお、業務量及びそれに伴う一般管理費等は、保険料収入の変化や災害の発生状況等により影響を受けることに留意する。

(2) 水源林造成業務等

一般管理費（公租公課、事務所借料等の所要額計上を必要とする経費を除く。）については、毎年度平均で少なくとも対前年度比3%の抑制を行うことを目標とする。

(3) 水源林造成事業等

一般管理費（公租公課、事務所借料等の所要額計上を必要とする経費を除く。）については、毎年度平均で少なくとも対前年度比3%の抑制を行うことを目標とする。

(3) 森林保険業務

森林保険業務は、政府の運営費交付金を充当することなく、保険契約者から支払われる保険料のみを原資として運営するものであり、一般管理費等の支出の大きさが保険料に直接的に影響することを踏まえ、支出に当たっては、費用対効果を十分検討することなどによりコスト意識を徹底し、効率的な業務運営を図り、将来的な一般管理費等のスリム化につなげ、一般管理費（公租公課、事務所借料等の所要額計上を必要とする経費を除く。）については、毎年度平均で少なくとも対前年度比3%の抑制を行うことを目標とする。

なお、業務量及びそれに伴う一般管理費等は、保険料収入の変化や災害の発生状況等により影響を受けることに留意する。

2 調達の合理化

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）等を踏まえ、公正かつ透明な調達手続による、適切で迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、毎年度策定する「調達等合理化計画」に基づき、重点的に取り組む分野における調達の改善、調達に関するガバナンスの徹底等を着実に実施する。

3 業務の電子化

出先機関等との情報の共有等については、電子化の促進等により事務手続の簡素化・迅速化を図るとともに、利便性の向上に努めることとする。また、森林研究・整備機構内ネットワークの充実を図ることとする。併せて情報システム、重要情報への不正アクセスに対する十分な堅牢性を確保する。

第5 財務内容の改善に関する事項

1 研究開発業務

「第4 業務運営の効率化に関する事項」を踏まえた中長期計画の予算を作成し、当該予算による運営を行う。

独立行政法人会計基準（平成12年2月16日独立行政法人会計基準研究会策定、平成27年1月27日改訂）等により、運営費交付金の会計処理として、業務達成基準による収益化が原則とされたことを踏まえ、収益化単位の業務ごとに予算と実績を管理する体制を構築する。

一定の事業等のまとまりごとに、適切にセグメントを設定し、セグメント情報を開示するとともに、研究分野別セグメント情

2 調達の合理化

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）等を踏まえ、公正かつ透明な調達手続による、適切で迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、毎年度策定する「調達等合理化計画」に基づき、重点的に取り組む分野における調達の改善、調達に関するガバナンスの徹底等を着実に実施する。

3 業務の電子化

出先機関等との情報の共有等については、電子化の促進等により事務手続の簡素化・迅速化を図るとともに、利便性の向上に努めることとする。また、研究所内ネットワークの充実を図ることとする。併せて情報システム、重要情報への不正アクセスに対する十分な堅牢性を確保する。

第5 財務内容の改善に関する事項

1 研究開発業務

「第4 業務運営の効率化に関する事項」を踏まえた中長期計画の予算を作成し、当該予算による運営を行う。

独立行政法人会計基準（平成12年2月16日独立行政法人会計基準研究会策定、平成27年1月27日改訂）等により、運営費交付金の会計処理として、業務達成基準による収益化が原則とされたことを踏まえ、収益化単位の業務ごとに予算と実績を管理する体制を構築する。

一定の事業等のまとまりごとに、適切にセグメントを設定し、セグメント情報を開示するとともに、研究分野別セグメント情

報などの開示に努める。

このほか、受託研究等の外部研究資金の獲得、受益者負担の適正化、特許実施料の拡大等により自己収入の確保に努める。特に、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）において、「法人の増収意欲を増加させるため、自己収入の増加が見込まれる場合には、運営費交付金の要求時に、自己収入の増加見込み額を充てて行う新規業務の経費を見込んで要求できるものとし、これにより、当該経費に充てる額を運営費交付金の要求額の算定に当たり減額しないこととする。」とされていることを踏まえ、本中長期目標の方向に即して、特許実施料の獲得など積極的かつ適切な対応を行う。

報などの開示に努める。

このほか、受託研究等の外部研究資金の獲得、受益者負担の適正化、特許実施料の拡大等により自己収入の確保に努める。特に、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）において、「法人の増収意欲を増加させるため、自己収入の増加が見込まれる場合には、運営費交付金の要求時に、自己収入の増加見込み額を充てて行う新規業務の経費を見込んで要求できるものとし、これにより、当該経費に充てる額を運営費交付金の要求額の算定に当たり減額しないこととする。」とされていることを踏まえ、本中長期目標の方向に即して、特許実施料の獲得など積極的かつ適切な対応を行う。

2 森林保険業務

(1) 積立金の規模の妥当性の検証と必要な保険料率の見直し

「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」も踏まえ、リスク管理のための委員会において、毎年度、積立金の規模の妥当性の検証を行い、その結果を農林水産大臣に報告するとともに、必要に応じて、保険料率の見直しを行う。

その際、①我が国においては、台風や豪雪等の自然災害の発生の可能性が広範に存在し、森林の自然災害の発生頻度が高く、異常災害時には巨額の損害が発生するおそれがあり、こうした特性に応じた保険料率の設定及び積立金の確保が必要であること、②森林保険の対象となる自然災害の発生は年毎のバラツキが非常に大きいことから単年度ベースでの収支相償を求めることは困難であり長期での収支相償が前提であること、③森林保険は植栽から伐採までの長期にわたる林業経営の安定を図ることを目的としており、長期的かつ安定的に運営することが必要であること、④積立金の規模は責任保険金額の規模に対して適切なものとする必要があることを踏まえる。

(2) 保険料収入の増加に向けた取組

	<p><u>森林保険業務の安定的な運営に資するため、保険料収入の増加に向けて、森林所有者への森林保険の加入促進等に取り組む。</u></p>
<p>2 水源林造成業務等</p>	<p>3 水源林造成事業等</p>
<p>(1) 長期借入金等の着実な償還</p>	<p>(1) 長期借入金等の着実な償還</p>
<p>適切な業務運営を行い、当期中長期目標期間（平成28年4月1日から平成33年3月31日）中に長期借入金及び債券について1,127億円（<u>水源林造成業務（分収造林によるものに限る。）</u>675億円、その他完了した事業452億円）を確実に償還する。また、<u>水源林造成業務（分収造林によるものに限る。）</u>においては、事業の透明性や償還確実性を確保するため、債務返済に関する試算を行い、その結果を公表する。</p>	<p>適切な業務運営を行い、当期中長期目標期間（平成28年4月1日から平成33年3月31日）中に長期借入金及び債券について1,127億円（<u>水源林造成事業675億円、その他完了した事業452億円</u>）を確実に償還する。また、<u>水源林造成事業</u>においては、事業の透明性や償還確実性を確保するため、債務返済に関する試算を行い、その結果を公表する。</p>
<p>(2) 業務の効率化を反映した予算の作成及び運営</p>	<p>(2) 業務の効率化を反映した予算の作成及び運営</p>
<p>「第4 業務運営の効率化に関する事項」を踏まえた、中長期計画の予算を作成し、当該予算による効率的な運営を行う。</p>	<p>「第4 業務運営の効率化に関する事項」を踏まえた、中長期計画の予算を作成し、当該予算による効率的な運営を行う。</p>
<p>3 森林保険業務</p>	
<p><u>(1) 積立金の規模の妥当性の検証と必要な保険料率の見直し</u></p>	
<p><u>「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」も踏まえ、リスク管理のための委員会において、毎年度、積立金の規模の妥当性の検証を行い、その結果を農林水産大臣に報告するとともに、必要に応じて、保険料率の見直しを行う。</u></p>	
<p><u>その際、①我が国においては、台風や豪雪等の自然災害の発生の可能性が広範に存在し、森林の自然災害の発生頻度が高く、異常災害時には巨額の損害が発生するおそれがあり、こうした特性に応じた保険料率の設定及び積立金の確保が必要であること、②森林保険の対象となる自然災害の発生は年毎のバラツキ</u></p>	

が非常に大きいことから単年度ベースでの収支相償を求めることは困難であり長期での収支相償が前提であること、③森林保険は植栽から伐採までの長期にわたる林業経営の安定を図ることを目的としており、長期的かつ安定的に運営することが必要であること、④積立金の規模は責任保険金額の規模に対して適切なものとする必要があることを踏まえる。

(2) 保険料収入の増加に向けた取組

森林保険業務の安定的な運営に資するため、保険料収入の増加に向けて、森林所有者への森林保険の加入促進等に取り組む。

4 保有資産の処分

保有資産の見直し等については、「独立行政法人の保有資産の不要認定に係る基本視点について」（平成26年9月2日付け総管査第263号総務省行政管理局通知）に基づき、保有の必要性を不断に見直し、保有の必要性が認められないものについては、不要財産として国庫納付等を行うこととする。

特に、職員宿舍第3号（杉並区清水）については、国への返納措置又は売却を行う。また、いずみ倉庫（福島市）については、国への返納措置又は売却に向け、関係機関と調整を行う。

4 保有資産の処分

保有資産の見直し等については、「独立行政法人の保有資産の不要認定に係る基本視点について」（平成26年9月2日付け総管査第263号総務省行政管理局通知）に基づき、保有の必要性を不断に見直し、保有の必要性が認められないものについては、不要財産として国庫納付等を行うこととする。

特に、職員宿舍第3号（杉並区清水）については、国への返納措置又は売却を行う。また、いずみ倉庫（福島市）については、国への返納措置又は売却に向け、関係機関と調整を行う。

第6 その他業務運営に関する重要事項

1 研究開発業務、水源林造成業務及び森林保険業務における連携の強化

研究開発業務と水源林造成業務及び森林保険業務との相乗効果の発揮に向けて、次のとおり連携強化を図る。

第6 その他業務運営に関する重要事項

1 研究開発業務、森林保険業務及び水源林造成事業における連携の強化

研究開発業務と森林保険業務及び水源林造成事業との相乗効果の発揮に向けて、次のとおり連携強化を図る。

(1) 研究開発と森林保険の連携

森林の自然災害に関する専門的知見を活用した森林保険業務

	<p><u>の高度化及び森林保険業務で得られたデータを活用した森林災害に係る研究を推進する。</u></p>
<p>(1) <u>研究開発業務と水源林造成業務の連携</u></p>	<p>(2) <u>研究開発と水源林造成事業の連携</u></p>
<p>全国に広く分布する<u>水源林造成の事業地</u>を研究開発のフィールドとして活用することにより研究開発業務を推進するとともに、研究開発の成果・知見を活用した<u>水源林造成業務</u>における森林整備技術の高度化を図る。加えて、<u>業務</u>の実施を通じて森林所有者や林業事業体に対する研究成果の「橋渡し」に取り組む。</p>	<p>全国に広く分布する<u>水源林造成事業地</u>を研究開発のフィールドとして活用することにより研究開発を推進するとともに、研究開発の成果・知見を活用した<u>水源林造成事業</u>における森林整備技術の高度化を図る。加えて、<u>事業</u>の実施を通じて森林所有者や林業事業体に対する研究成果の「橋渡し」に取り組む。</p>
<p>(2) <u>研究開発業務と森林保険業務の連携</u></p>	
<p><u>森林の自然災害に関する専門的知見を活用した森林保険業務の高度化及び森林保険業務で得られたデータを活用した森林災害に係る研究を推進する。</u></p>	
<p>2 行政機関や他の研究機関等との連携・協力の強化</p>	<p>2 行政機関や他の研究機関等との連携・協力の強化</p>
<p>森林研究・整備機構は、我が国の森林・林業・木材産業に関する総合的な研究を推進する中核機関であるとともに、<u>水源林造成業務及び森林保険業務を推進する機関</u>であることから、内部での連携を取りつつ、国、都道府県、他の研究機関、大学、民間企業等との連携・協力を積極的に行う。</p> <p>また、災害への緊急対応や行政機関等への技術指導等のため、専門家を派遣するとともに、学術的知見や研究情報の提供等を行う。</p> <p>さらに、森林保険は、林業経営の安定や森林の多面的機能の発揮に資する公的保険であり、森林・林業の諸政策と連携した取扱いによりその役割が高度に発揮されるものであることから、行政機関等と連携・協力した取組を推進する。</p>	<p>研究所は、我が国の森林・林業・木材産業に関する総合的な研究を推進する中核機関であるとともに、<u>森林保険センター及び森林整備センター</u>を擁する機関であることから、内部での連携を取りつつ、国、都道府県、他の研究機関、大学、民間企業等との連携・協力を積極的に行う。</p> <p>また、災害への緊急対応や行政機関等への技術指導等のため、専門家を派遣するとともに、学術的知見や研究情報の提供等を行う。</p> <p>さらに、森林保険は、林業経営の安定や森林の多面的機能の発揮に資する公的保険であり、森林・林業の諸政策と連携した取扱いによりその役割が高度に発揮されるものであることから、行政機関等と連携・協力した取組を推進する。</p>

3 広報活動の促進

研究開発業務については、森林の多面的機能に対する国民の理解の醸成、林業の振興や木材利用の促進につながるよう研究情報や成果を利用者が使いやすい形でマスメディアやウェブサイト等を活用して的確に発信する。

水源林造成業務については、国民の理解の醸成に努めるとともに、研究開発業務との連携を図りつつ、現地検討会や技術交流会等の場の活用も含めて森林整備に係る技術情報を地域の森林・林業関係者等へ提供する。

森林保険業務においては、森林保険の重要性、保険業務の実績、災害に係る情報等を積極的に発信することにより、森林所有者の理解の醸成に努め、森林保険の利用拡大につながるよう効果的に広報活動を行う。

4 ガバナンスの強化

(1) 内部統制システムの充実・強化

「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」について（平成26年11月28日総管査第322号 総務省行政管理局長通知）に基づき業務方法書に定めた事項を適正に実行するなど、研究開発業務・水源林造成業務・森林保険業務の各業務の特性に応じた内部統制システムの更なる充実・強化を図る。

特に、前中期目標期間内に生じた研究開発業務における不適正な経理処理事案等の事態を重く受け止め、物品の適正な調達、

3 広報活動の促進

研究開発については、森林の多面的機能に対する国民の理解の醸成、林業の振興や木材利用の促進につながるよう研究情報や成果を利用者が使いやすい形でマスメディアやウェブサイト等を活用して的確に発信する。

森林保険業務においては、森林保険の重要性、保険業務の実績、災害に係る情報等を積極的に発信することにより、森林所有者の理解の醸成に努め、森林保険の利用拡大につながるよう効果的に広報活動を行う。

水源林造成事業については、国民の理解の醸成に努めるとともに、研究開発部門との連携を図りつつ、現地検討会や技術交流会等の場の活用も含めて森林整備に係る技術情報を地域の森林・林業関係者等へ提供する。

4 ガバナンスの強化

(1) 内部統制システムの充実・強化

「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」について（平成26年11月28日総管査第322号 総務省行政管理局長通知）に基づき業務方法書に定めた事項を適正に実行するなど、研究開発業務・森林保険業務・水源林造成事業の各業務・事業の特性に応じた内部統制システムの更なる充実・強化を図る。

特に、前中期目標期間内に生じた研究開発業務における不適正な経理処理事案等の事態を重く受け止め、物品の適正な調達、

その他のリスクの把握と管理等の対策を徹底し、不適正事案の根絶に向け、内部統制の仕組みを強化する。

具体的には、各業務について、役員から現場職員までの指揮命令系統や連絡・報告体制を明確化するとともに、職員に対し適切な業務執行を図るためのルールの周知徹底を行う。また、監査従事職員の資質の向上を図ることにより、内部監査を効率的・効果的に実施する。

(2) コンプライアンスの推進

森林研究・整備機構に対する国民の信頼を確保する観点から法令遵守を徹底し、法令遵守や倫理保持に対する役職員の意識の向上を図る。

特に、研究活動における不適正行為については、政府が示したガイドライン等を踏まえた対策を推進する。

また、コンプライアンス確保のためにP D C Aサイクルの取組の徹底など必要な取組が十分に機能するよう、外部有識者を含めたコンプライアンス委員会を開催する。

5 人材の確保・育成

(1) 人材の確保・育成

研究開発業務の成果の創出のため、女性・外国人・若手・中堅研究者・シニア研究員等の多様な人材を確保し、高い研究マネジメント能力を有する職員を計画的に育成するとともに、その資質の向上を図る。また、個人の資質や経歴、年齢に応じた人材育成を行うこととし、研修等の実施を通じて、様々なキャリアパスに誘導するよう努める。さらに、研究者の流動化や人材交流により新たなイノベーション創出を図るため、クロスアポイントメント制度等を整備する。

その他のリスクの把握と管理等の対策を徹底し、不適正事案の根絶に向け、内部統制の仕組みを強化する。

具体的には、各業務・事業について、役員から現場職員までの指揮命令系統や連絡・報告体制を明確化するとともに、職員に対し適切な業務執行を図るためのルールの周知徹底を行う。また、監査従事職員の資質の向上を図ることにより、内部監査を効率的・効果的に実施する。

(2) コンプライアンスの推進

研究所に対する国民の信頼を確保する観点から法令遵守を徹底し、法令遵守や倫理保持に対する役職員の意識の向上を図る。

特に、研究活動における不適正行為については、政府が示したガイドライン等を踏まえた対策を推進する。

また、コンプライアンス確保のためにP D C Aサイクルの取組の徹底など必要な取組が十分に機能するよう、外部有識者を含めたコンプライアンス委員会を開催する。

5 人材の確保・育成

(1) 人材の確保・育成

研究開発業務の成果の創出のため、女性・外国人・若手・中堅研究者・シニア研究員等の多様な人材を確保し、高い研究マネジメント能力を有する職員を計画的に育成するとともに、その資質の向上を図る。また、個人の資質や経歴、年齢に応じた人材育成を行うこととし、研修等の実施を通じて、様々なキャリアパスに誘導するよう努める。さらに、研究者の流動化や人材交流により新たなイノベーション創出を図るため、クロスアポイントメント制度等を整備する。

水源林造成業務の確実な実施のため、必要な人材を確保する。また、水源林造成業務に係る職員を各種研修等に参加させること等により、高度な専門知識と管理能力を有する職員を育成する。

森林保険業務の適正な実施、専門性の向上等のため、林業経営や森林被害等に精通した職員を配置するほか、林野庁、損害保険会社及び森林組合系統からの出向等により必要な人材を確保する。また、森林保険業務を適切に実施できるよう、職員を各種研修等に参加させること等により、高度な専門知識と管理能力を有する職員を育成する。

さらに、全体として、女性の幹部登用など男女共同参画の取組、ワークライフバランス推進の取組を強化する。

(2) 人事評価システムの適切な運用

職員の業績及び能力の評価については、公正かつ透明性の高い評価を実施する。その際、研究職員の評価は、研究業績のみならず、研究開発成果の行政施策・措置の検討・判断への貢献、技術移転活動への貢献等を十分に勘案したものとす。また、一般職員等の評価は、国が実施する評価制度に準じたものとする。

人事評価結果については、組織の活性化と業務実績の向上を図る観点から、適切に処遇へ反映させる。

(3) 役職員の給与水準等

森林保険業務の適正な実施、専門性の向上等のため、林業経営や森林被害等に精通した職員を配置するほか、林野庁、損害保険会社及び森林組合系統からの出向等により必要な人材を確保する。また、森林保険業務を適切に実施できるよう、職員を各種研修等に参加させること等により、高度な専門知識と管理能力を有する職員を育成する。

水源林造成事業の確実な実施のため、必要な人材を確保する。また、水源林造成事業に係る職員を各種研修等に参加させること等により、高度な専門知識と管理能力を有する職員を育成する。

さらに、全体として、女性の幹部登用など男女共同参画の取組、ワークライフバランス推進の取組を強化する。

(2) 人事評価システムの適切な運用

職員の業績及び能力の評価については、公正かつ透明性の高い評価を実施する。その際、研究職員の評価は、研究業績のみならず、研究開発成果の行政施策・措置の検討・判断への貢献、技術移転活動への貢献等を十分に勘案したものとす。また、一般職員等の評価は、国が実施する評価制度に準じたものとする。

人事評価結果については、組織の活性化と業務実績の向上を図る観点から、適切に処遇へ反映させる。

(3) 役職員の給与水準等

<p>役職員の給与については、職務の特性や国家公務員・民間企業の給与等を勘案した支給水準とする。</p> <p>また、クロスアポイントメント制度や年俸制など研究業務の特性に応じたより柔軟な報酬・給与制度の導入に取り組むとともに、透明性の向上や説明責任の一層の確保のため、給与水準を公表する。</p>	<p>役職員の給与については、職務の特性や国家公務員・民間企業の給与等を勘案した支給水準とする。</p> <p>また、クロスアポイントメント制度や年俸制など研究業務の特性に応じたより柔軟な報酬・給与制度の導入に取り組むとともに、透明性の向上や説明責任の一層の確保のため、給与水準を公表する。</p>
<p>6 情報公開の推進</p> <p>公正な法人運営を実現し、法人に対する国民の信頼を確保する観点から、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）に基づき、適切に情報公開を行う。</p> <p>なお、森林保険業務に関する情報公開に当たっては、民間の損害保険会社が行っている情報公開状況や日本損害保険協会策定の「ディスクロージャー基準」等を参考とする。</p>	<p>6 情報公開の推進</p> <p>公正な法人運営を実現し、法人に対する国民の信頼を確保する観点から、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）に基づき、適切に情報公開を行う。</p> <p>なお、森林保険業務に関する情報公開に当たっては、民間の損害保険会社が行っている情報公開状況や日本損害保険協会策定の「ディスクロージャー基準」等を参考とする。</p>
<p>7 情報セキュリティ対策の強化</p> <p>政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準群を踏まえ、情報セキュリティ・ポリシーを適時適切に見直すとともに、これに基づき情報セキュリティ対策を講じ、情報システムへのサイバー攻撃に対する防御力、組織的対応能力の強化に取り組む。また、対策の実施状況を毎年度把握し、P D C Aサイクルにより情報セキュリティ対策の改善を図るとともに、個人情報の保護を推進する。</p>	<p>7 情報セキュリティ対策の強化</p> <p>政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準群を踏まえ、情報セキュリティ・ポリシーを適時適切に見直すとともに、これに基づき情報セキュリティ対策を講じ、情報システムへのサイバー攻撃に対する防御力、組織的対応能力の強化に取り組む。また、対策の実施状況を毎年度把握し、P D C Aサイクルにより情報セキュリティ対策の改善を図るとともに、個人情報の保護を推進する。</p>
<p>8 環境対策・安全管理の推進</p> <p>化学物質、生物材料等の適正管理などにより研究活動に伴う環境への影響に十分な配慮を行うこととともに、環境負荷低減のためのエネルギーの有効利用及びリサイクルの促進等に積極的に取り組む。また、事故等の未然防止に努めるとともに、災害</p>	<p>8 環境対策・安全管理の推進</p> <p>化学物質、生物材料等の適正管理などにより研究活動に伴う環境への影響に十分な配慮を行うこととともに、環境負荷低減のためのエネルギーの有効利用及びリサイクルの促進等に積極的に取り組む。また、事故等の未然防止に努めるとともに、災害</p>

等による緊急時の対応を的確に行う。

水源林造成業務については、事業者等の労働安全衛生の確保に努める。

9 施設及び設備に関する事項

省エネルギーの推進や維持・管理経費の節減、安全確保等のための老朽化施設の更新を図る等の観点から、業務の実施に必要な施設及び設備について、計画的な整備に努める。

等による緊急時の対応を的確に行う。

水源林造成事業については、事業者等の労働安全衛生の確保に努める。

9 施設及び設備に関する事項

省エネルギーの推進や維持・管理経費の節減、安全確保等のための老朽化施設の更新を図る等の観点から、業務の実施に必要な施設及び設備について、計画的な整備に努める。